

いの町高齢者福祉計画
第6期介護保険事業計画
(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月
いの町

【目 次】

第1章	計画策定の趣旨等	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	介護保険制度改正の主な内容	1
1	地域包括ケアシステムの構築	1
2	費用の公平化	1
第3節	計画の法的位置づけ	2
第4節	他計画との関係	3
第5節	計画期間	4
第6節	計画策定体制	5
第2章	高齢者を取り巻く状況	6
第1節	高齢者の状況	6
1	人口、高齢者数	6
2	地区別高齢者数	7
第2節	介護保険事業の現状	8
1	被保険者数（第1号被保険者数）	8
2	要支援・要介護認定者数、認定率	9
3	要介護度別認定者数の推移	11
4	居宅・施設サービスの利用者数と受給率の推移	13
5	介護保険施設入所率の推移	13
第3章	日常生活圏域ニーズ調査の実施	14
第1節	調査の目的	14
第2節	回答者の属性等	15
1	回答者の属性	15
2	地区別回答者数・回答率	16
第3節	調査の結果	17
1	介護保険料と介護サービスについて一番近い考え方	17
2	将来の住まいについて	20
第4章	第6期計画の方向性	23
第1節	計画策定の視点	23
第2節	地域支援事業の充実のイメージ	24
第3節	将来推計	25
1	人口・高齢者数の推計	25
2	要支援・要介護認定者数の推計	26
第4節	日常生活圏域の設定とサービス基盤の整備	27
1	日常生活圏域の設定	27
2	サービス基盤の整備	27

第5章	計画策定の基本的な考え方	28
第1節	基本目標と施策	28
第6章	地域包括ケアを目指したまちづくり	32
第1節	2025年に向けた取組み	32
1	在宅医療・介護連携体制の構築	32
2	生活支援サービスの基盤整備	33
3	認知症支援体制の整備	33
第2節	地域包括支援センターの機能強化	34
1	在宅医療・介護連携の推進	34
2	認知症施策の推進	34
3	地域ケア会議の強化	34
第3節	生活環境の整備	35
1	在宅サービスの整備	35
2	介護・療養環境の整備	35
3	介護者の支援	35
第7章	いきいき暮らせるまちづくり	36
第1節	高齢者の活動支援	36
1	活動機会の拡充	36
2	就労機会の拡大	38
第2節	福祉活動の推進	39
1	地域福祉活動の活性化	39
第8章	健やかに暮らせるまちづくり	42
第1節	介護予防事業の推進	42
1	介護予防事業の実施	42
2	一般介護予防事業の普及・啓発	46
3	介護予防ケアマネジメントの充実	46
第2節	包括的支援事業の推進	48
1	総合相談支援の充実・権利擁護の促進	48
2	包括的・継続的なケアマネジメントの充実	50
第3節	任意事業等の推進	51
1	高齢者施策の充実（任意事業）	51
2	任意事業以外の事業	54
第9章	安心して暮らせるまちづくり	64
第1節	介護保険サービスの充実	65
1	居宅サービスの提供	66
2	地域密着型サービスの提供	74
3	施設サービスの提供	79
4	介護保険サービス利用量と総給付費の見込み	81

5	第1号被保険者の保険料	85
6	介護保険事業計画の円滑な推進	93
資料1	いの町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画用語解説	95
資料2	いの町高齢者福祉計画策定委員会名簿	97
資料3	いの町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	98

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、総人口が減少を続ける一方で、平成24年に団塊の世代(*1)が65歳になり始めたことから高齢者人口が大幅に増加しています。いの町におきましても、平成26年3月末時点で高齢化率が33%を超え、今後も高齢化はさらに進展し認知症高齢者も増加する見込みです。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築していくことが必要です。

このようなことから「いの町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」は、高齢者の「尊厳の保持」、「自立支援」という介護保険の基本理念に加え、これまでの経過と背景を踏まえつつ、高齢者がいくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるための介護予防、生活支援、健康づくり、生きがいづくり等の高齢者全般にわたる保健・福祉施策を総合的、計画的に進めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るため、「老人福祉事業」と「介護保険事業」について一体的に定めた計画とします。

第2節 介護保険制度改正の主な内容

1 地域包括ケアシステム(*2)の構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）
- (2) 預防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化を図る
- (3) 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定

2 費用の公平化

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度を継続していくため、世帯非課税低所得者の保険料軽減の拡充や、所得や資産のある人の利用者負担を見直す

- (1) 世帯非課税低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- (2) 一定以上の所得のある第1号被保険者の利用者負担を引上げ
- (3) 低所得の施設利用者の食費・居住費を補助する「補足給付」の要件に資産基準などを追加

第3節 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

○市町村老人福祉計画

老人福祉法第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
2. 前号の老人福祉事業の量の確保の方策
3. その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

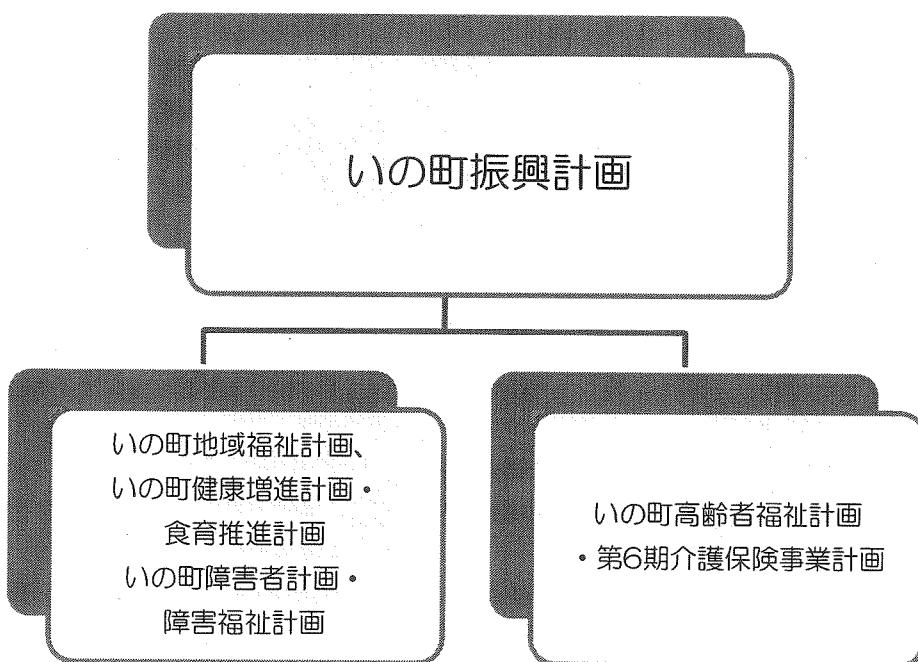
○市町村介護保険事業計画

介護保険法第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第4節 他計画との関係

第6期計画は、国・県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、いの町のまちづくりの指針である「いの町振興計画」に掲げられている『安心とやさしさ健康福祉のまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。

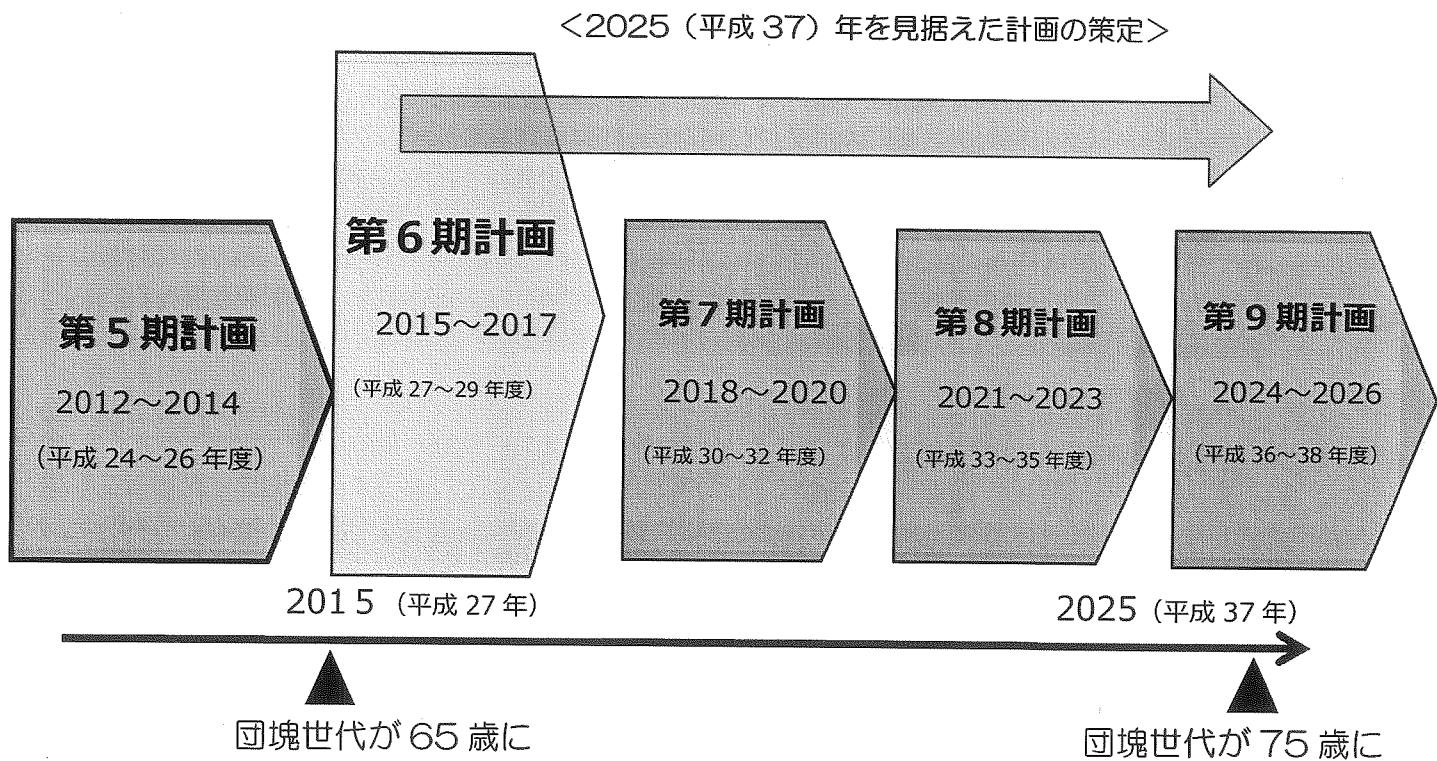
また、高齢者をはじめとする町民全体の福祉の向上を図るため、保健・福祉施策に関する部門別計画として、「いの町地域福祉計画」、「いの町健康増進計画・食育推進計画」、「いの町障害者計画・障害福祉計画」を策定し、各種の事業を推進しており、これら計画との整合を図るもので



第5節 計画期間

介護保険事業計画は、3年毎に見直すこととされており、今期の計画期間は平成27年度から平成29年度の3ヵ年を対象としています。

なお、介護保険料については計画期間を通じて財政の均衡を保つものでなければならないとされており、次回は平成29年度に見直しを行い、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとなります。



第6節 計画策定体制

今期（平成27～平成29年度）の計画の策定に当たっては、県との連携も図りつつ、住民（被保険者）、保健医療福祉関係者、高齢者団体代表、関係行政機関等で構成する「いの町高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、この策定委員会の中に「高齢者福祉計画部会」と「介護保険事業部会」を設け、現状の把握や課題の整理、素案の作成にご意見をいただき策定しました。

（計画策定委員会等の開催状況）

会議名	開催日
第1回いの町高齢者福祉計画策定委員会	平成26年10月10日
第1回いの町介護保険事業計画部会	平成26年11月19日
第1回いの町高齢者福祉計画部会	平成26年12月24日
第2回いの町高齢者福祉計画部会	平成27年 1月21日
第2回いの町介護保険事業計画部会	平成27年 2月 4日
第2回いの町高齢者福祉計画策定委員会	平成27年 2月17日

第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者の状況

1 人口、高齢者数

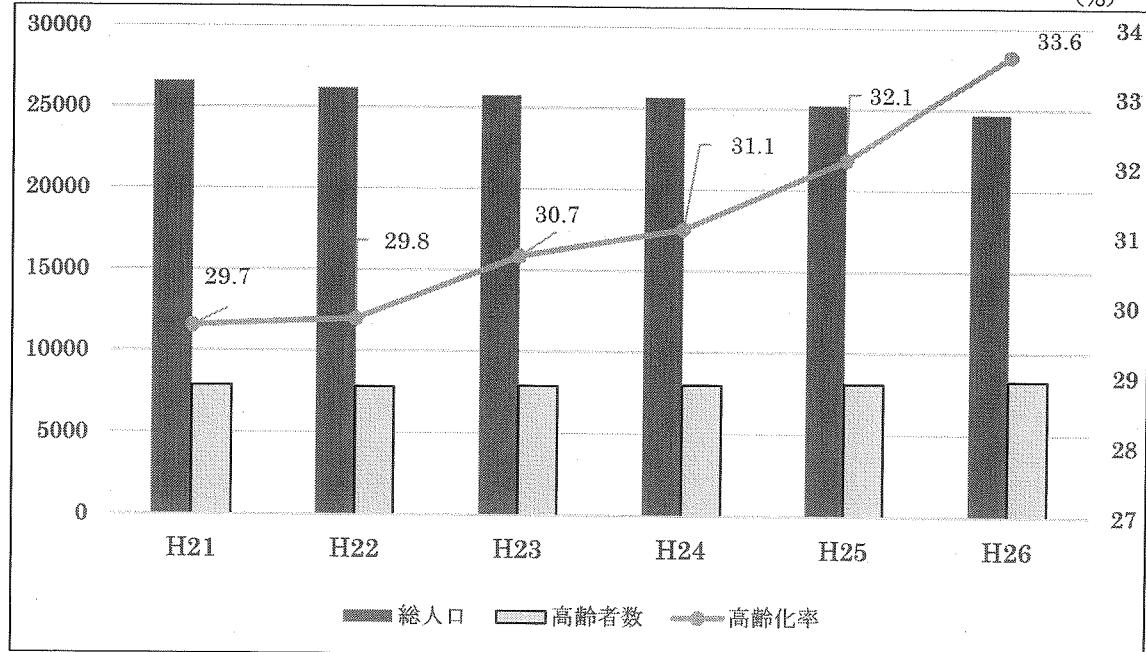
いの町の人口は、平成21年度の26,582人から平成26年度の24,712人と1,870人減少し、6年間で約7%減少しています。

一方、高齢者数は、平成21年度の7,902人から平成26年度の8,293人と391人増加しており、高齢化率は33.6%と、町民の3人に1人が高齢者という状況になっています。

(単位：人、%)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
総人口	26,582	26,197	25,750	25,668	25,240	24,712
40～65 歳未満	9,377	9,247	9,210	8,961	8,684	8,392
高齢者数	7,902	7,813	7,911	7,976	8,109	8,293
65～75 歳未満	3,434	3,294	3,368	3,467	3,635	3,837
75 歳以上	4,468	4,519	4,543	4,509	4,474	4,456
高齢化率	29.7	29.8	30.7	31.1	32.1	33.6

H26 介護保険事業計画ワークシートより(9月末)
(人) (%)



2 地区別高齢者数

高齢者数の動向を地区別に見た場合、伊野地区では年々高齢者数が増加し、吾北地区では終戦前後における出生数の減少から、一時的に高齢者人口の減少が見られ、本川地区においては減少局面に入っていることがうかがえます。

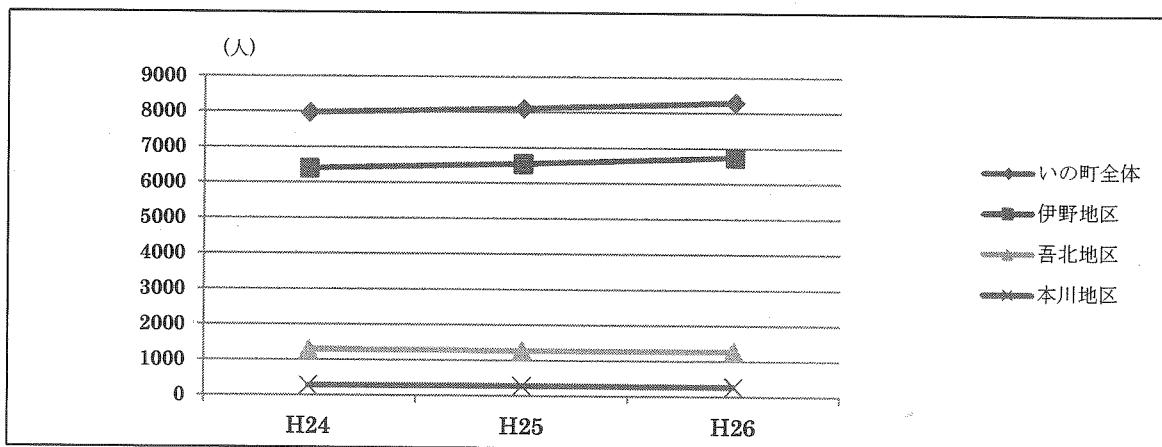
この要因としては、転出等の社会的な要素によるものではなく、自然動態によるものと推測されます。

高齢化率は各地区とも増加傾向にあり、伊野地区は31%を超え約3人に1人、吾北地区は49%、本川地区は51%を超え約2人に1人が高齢者となっています。

(単位：人、%)

区分	高齢者人口			高齢化率		
	H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度
いの町全体	7,976	8,109	8,293	31.1	32.1	33.6
伊野地区	6,398	6,555	6,743	28.6	29.7	31.2
吾北地区	1,291	1,271	1,276	46.6	47.8	49.7
本川地区	287	283	274	48.9	49.7	51.2

町集計（9月末数値）



第2節 介護保険事業の現状

1 被保険者数（第1号被保険者数）

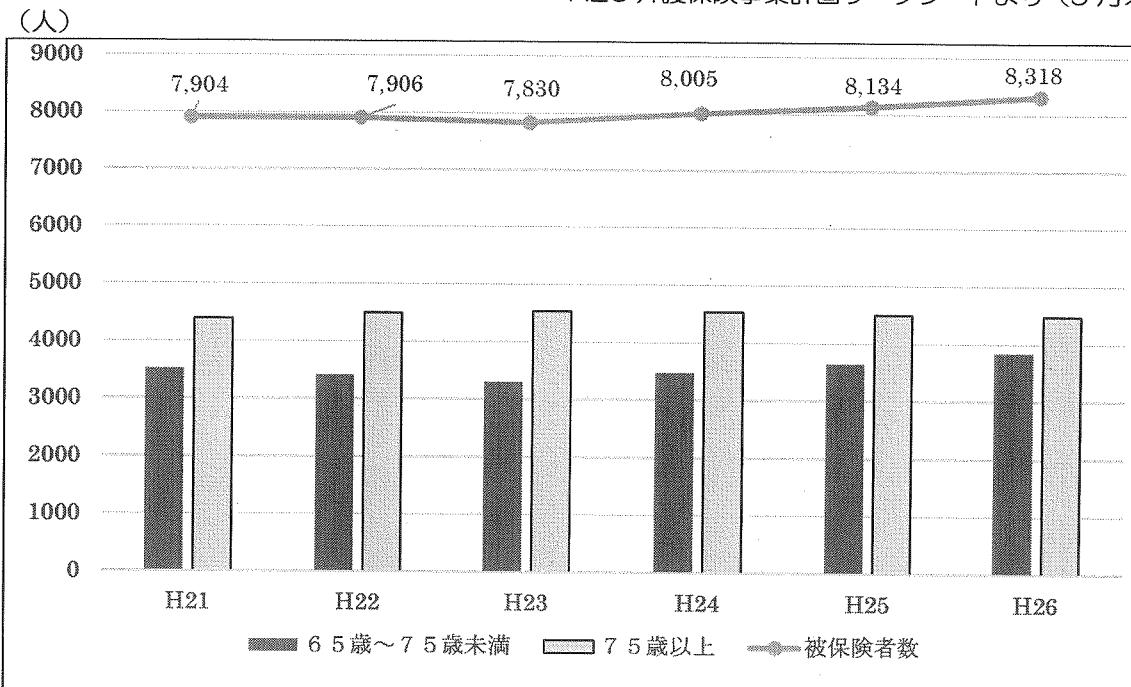
第1号被保険者数は、平成21年度の7,904人から平成26年度の8,318人と414人増加し、その増加率は5.2%となっています。

65歳から75歳未満の第1号被保険者数は、平成21年度の3,513人から平成26年度の3,841人と328人増加し、その増加率は9.3%、75歳以上の第1号被保険者数は平成21年度の4,391人から平成26年度の4,477人と86人増加し、その増加率は2.0%となっています。

(単位：人)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
被保険者数	7,904	7,906	7,830	8,005	8,134	8,318
65歳～75歳未満	3,513	3,414	3,298	3,473	3,639	3,841
75歳以上	4,391	4,492	4,532	4,532	4,495	4,477

H26 介護保険事業計画ワークシートより(9月末)



2 要支援・要介護認定者数、認定率

(1) 要支援・要介護認定者数

要支援、要介護認定者数は、平成21年度の1,427人から平成26年度の1,511人と6年間で84人増加し、その増加率は5.9%となっています。

(単位：人)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
認定者数	1,427	1,472	1,546	1,570	1,570	1,511

H26 介護保険事業計画ワークシートより（9月末）

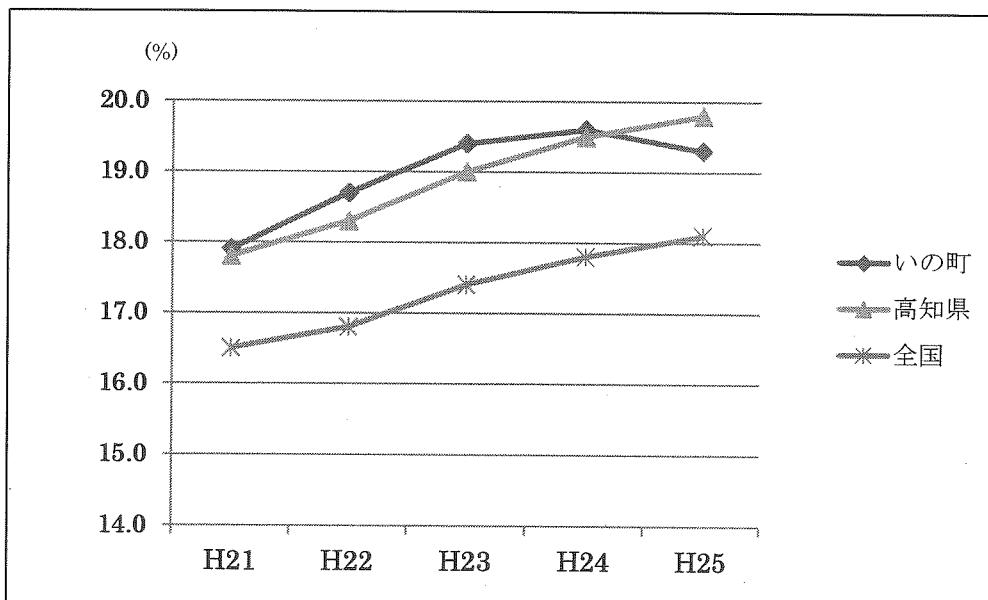
(2) 認定率（第1号被保険者の認定者数／第1号被保険者数）

平成25年4月の認定率は、全国平均より1.2%高いものの、高知県平均より0.5%低い状況となっています。

(単位：%)

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
いの町 認定率	17.9	18.7	19.4	19.6	19.3
高知県 認定率	17.8	18.3	19.0	19.5	19.8
全国 認定率	16.5	16.8	17.4	17.8	18.1

町集計（4月末数値）



3 要介護度別認定者数の推移

要介護度別の要支援、要介護認定者数の推移をみると、要支援認定者数は減少傾向にありますが、要介護認定者数は増加傾向となっています。

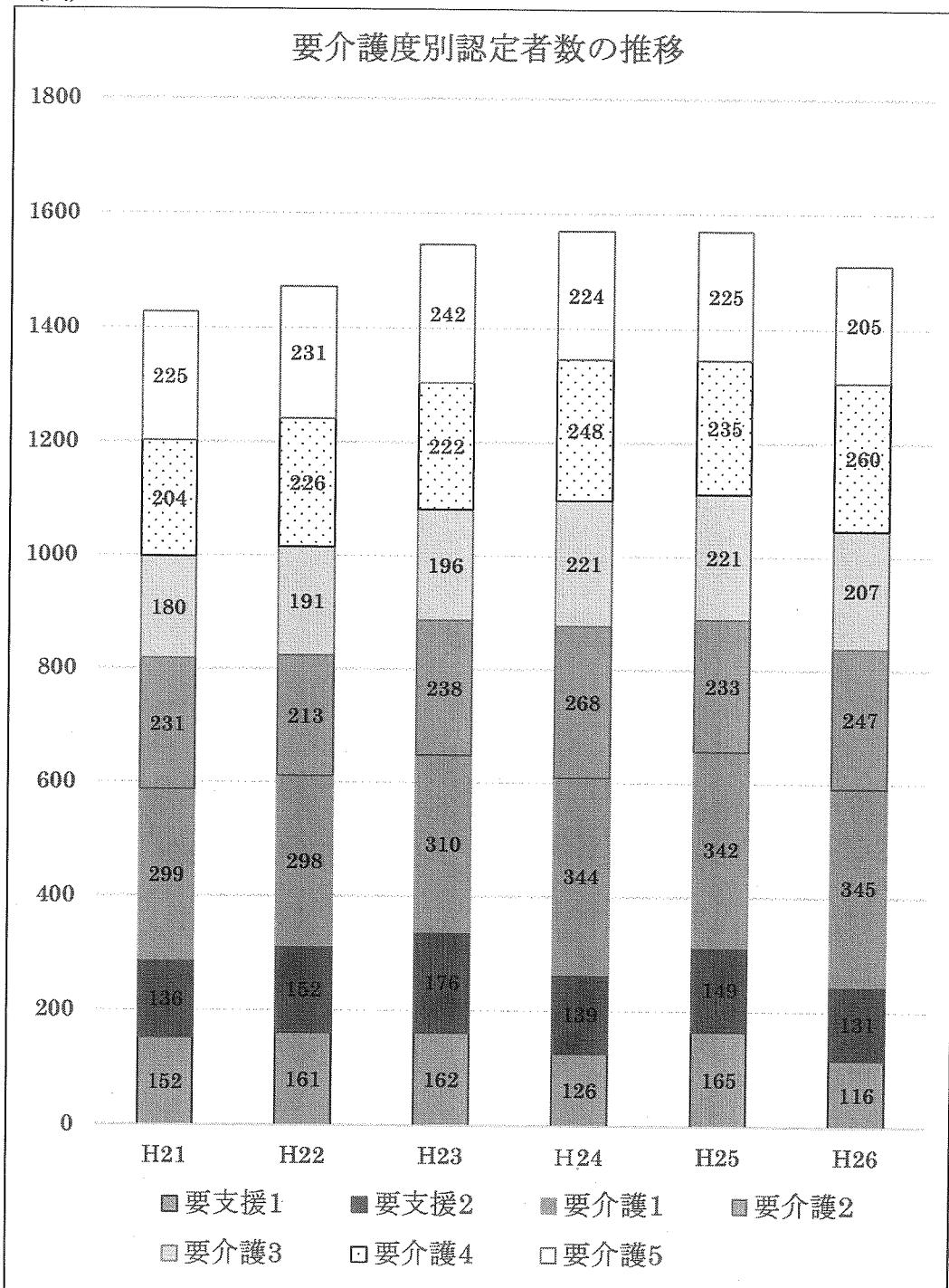
(単位：人、%)						
区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
要支援1	152	161	162	126	165	116
要支援2	136	152	176	139	149	131
要介護1	299	298	310	344	342	345
要介護2	231	213	238	268	233	247
要介護3	180	191	196	221	221	207
要介護4	204	226	222	248	235	260
要介護5	225	231	242	224	225	205
合計	1,427	1,472	1,546	1,570	1,570	1,511

H26 介護保険事業計画ワークシートより（9月末）

(平成21年9月と平成26年9月の比較)

要支援		要介護					計
1	2	1	2	3	4	5	
-23.7%	-3.7%	+15.3%	+6.9%	+15.0	+27.4%	-8.9%	+5.8%

(人)



4 居宅・施設サービスの利用者数と受給率の推移

居宅サービスの利用者数は、平成21年度の572人が平成23年度には689人と117人（20.4%）増加しましたが、平成26年度では641人と69人（12.0%）の増加にとどまっています。その原因是、平成23年度に新たに地域密着型サービスの整備を行ったことだと思われ、その利用者数は平成21年度の111人から平成26年度の175人と64人（57.6%）の増加となっています。

また、施設サービスの利用者数は、平成21年度の344人から平成26年度の347人とほぼ横ばいの状況となっています。

（単位：人、%）

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
居宅サービス利用者数	572	663	689	667	660	641
地域密着型サービス利用者数	111	111	119	173	181	175
施設サービス利用者数	344	358	353	357	344	347
サービス受給率	71.9	76.9	75.0	76.2	75.4	76.9

H26 介護保険事業計画ワークシートより（9月末）

注）サービス受給率は認定者数に対するサービス利用者数の比率

5 介護保険施設入所率の推移

65歳以上の高齢者に対する施設入所者数の割合は、平成21年度の4.3%から平成26年度には4.1%と0.2ポイント減少しています。

（単位：%）

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
いの町	4.3	4.5	4.4	4.4	4.2	4.1

介護保険事業状況報告より（9月末数値）

第3章 日常生活圏域ニーズ調査の実施

第1節 調査の目的

日常生活圏域ニーズ調査^{*3}の実施

調査目的

いの町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の基礎資料とするために、国が示した調査項目に町独自の項目を追加して実施しました。

今後の高齢者福祉施策の方向性や介護サービスの必要量を決めるため、高齢者の課題やニーズ等を把握することを目的としています。

調査の実施について

対象者	65歳以上の方 平成26年5月1日現在（要介護認定者除く）
実施期間	平成26年5月23日（金）～平成26年6月13日（金）
実施方法	郵送配付、郵送回収

調査票の回収状況

配付数	回収数（有効回答数）	回収率（有効回答率）
6,474件	5,479件（5,452件）	84.6%（84.2%）

第2節 回答者の属性等

1. 回答者の属性

		一般高齢者	二次予防 非該当	二次予防 該当	
男 性	65-69 歳	863	675	188	
		100.0%	78.2%	21.8%	
	70-74 歳	537	388	149	
		100.0%	72.3%	27.7%	
	75-79 歳	495	321	174	
		100.0%	64.8%	35.2%	
	80-84 歳	348	184	164	
		100.0%	52.9%	47.1%	
	85 歳以上	160	74	86	
		100.0%	46.3%	53.8%	
小 計		2,403	1,642	761	
		100.0%	68.3%	31.7%	
女 性	65-69 歳	988	786	202	
		100.0%	79.6%	20.4%	
	70-74 歳	720	517	203	
		100.0%	71.8%	28.2%	
	75-79 歳	638	367	271	
		100.0%	57.5%	42.5%	
	80-84 歳	439	207	232	
		100.0%	47.2%	52.8%	
	85 歳以上	264	92	172	
		100.0%	34.8%	65.2%	
小 計		3,049	1,969	1,080	
		100.0%	64.6%	35.4%	
計		5,452	3,611	1,841	
		100.0%	66.2%	33.8%	

※「一般高齢者」のうち、基本チェックリスト判定によって運動、栄養、口腔、虚弱のいずれかに該当した方は「二次予防」事業対象者となります。

2. 地区別回答者数・回答率

		伊野	伊野南	枝川	川内	吾北	神谷 三瀬	本川	無回答	計
男 性	65-	215	150	234	81	95	73	15	0	863
	69歳	24.9%	17.4%	27.1%	9.4%	11.0%	8.5%	1.7%	0.0%	100.0%
	70-	135	82	123	49	79	51	18	0	537
	74歳	25.1%	15.3%	22.9%	9.1%	14.7%	9.5%	3.4%	0.0%	100.0%
	75-	126	56	111	43	93	45	21	0	495
	79歳	25.5%	11.3%	22.4%	8.7%	18.8%	9.1%	4.2%	0.0%	100.0%
	80-	98	35	74	32	50	40	19	0	348
	84歳	28.2%	10.1%	21.3%	9.2%	14.4%	11.5%	5.5%	0.0%	100.0%
	85歳 以上	46	10	27	8	31	29	9	0	160
	小計	620	333	569	213	348	238	82	0	2,403
		25.8%	13.9%	23.7%	8.9%	14.5%	9.9%	3.4%	0.0%	100.0%
女 性	65-	259	165	267	97	98	78	24	0	988
	69歳	26.2%	16.7%	27.0%	9.8%	9.9%	7.9%	2.4%	0.0%	100.0%
	70-	179	94	181	62	117	68	19	0	720
	74歳	24.9%	13.1%	25.1%	8.6%	16.3%	9.4%	2.6%	0.0%	100.0%
	75-	174	85	133	43	103	76	23	1	638
	79歳	27.3%	13.3%	20.8%	6.7%	16.1%	11.9%	3.6%	0.2%	100.0%
	80-	117	39	79	34	76	67	27	0	439
	84歳	26.7%	8.9%	18.0%	7.7%	17.3%	15.3%	6.2%	0.0%	100.0%
	85歳 以上	89	24	33	17	55	35	11	0	264
	小計	818	407	693	253	449	324	104	1	3,049
		26.8%	13.3%	22.7%	8.3%	14.7%	10.6%	3.4%	0.03%	100.0%
計		1,438	740	1,262	466	797	562	186	1	5,452
		26.4%	13.6%	23.1%	8.5%	14.6%	10.3%	3.4%	0.02%	100.0%

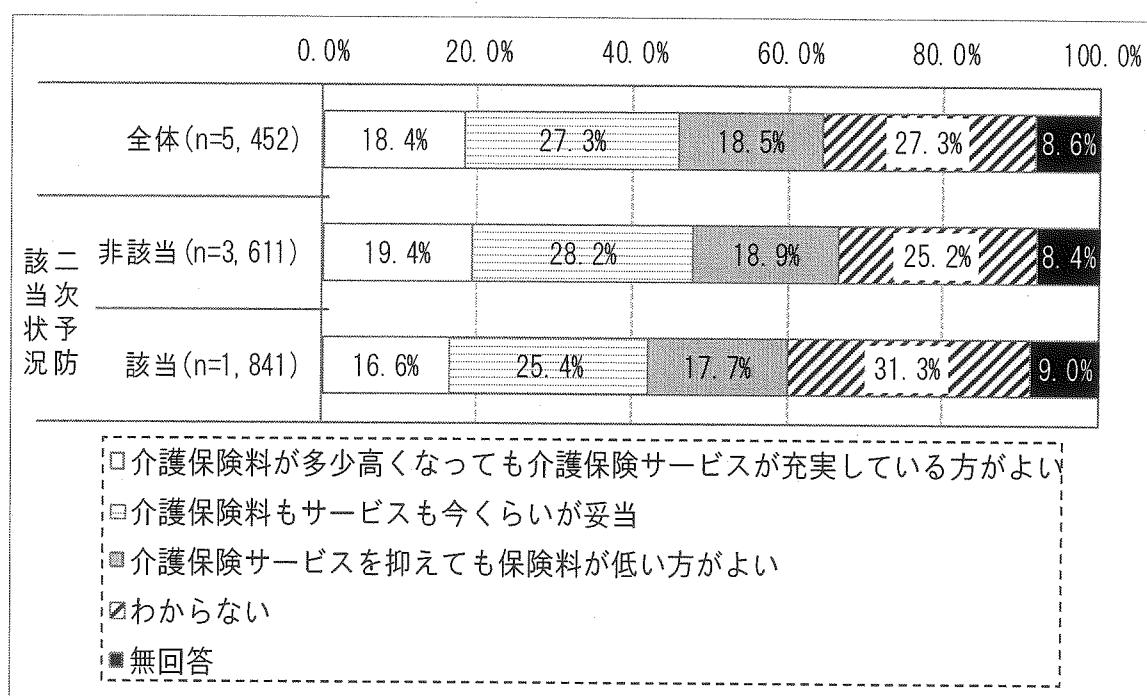
第3節 調査の結果

1 介護保険料と介護サービスについて一番近い考え方

①全体、二次予防該当状況別

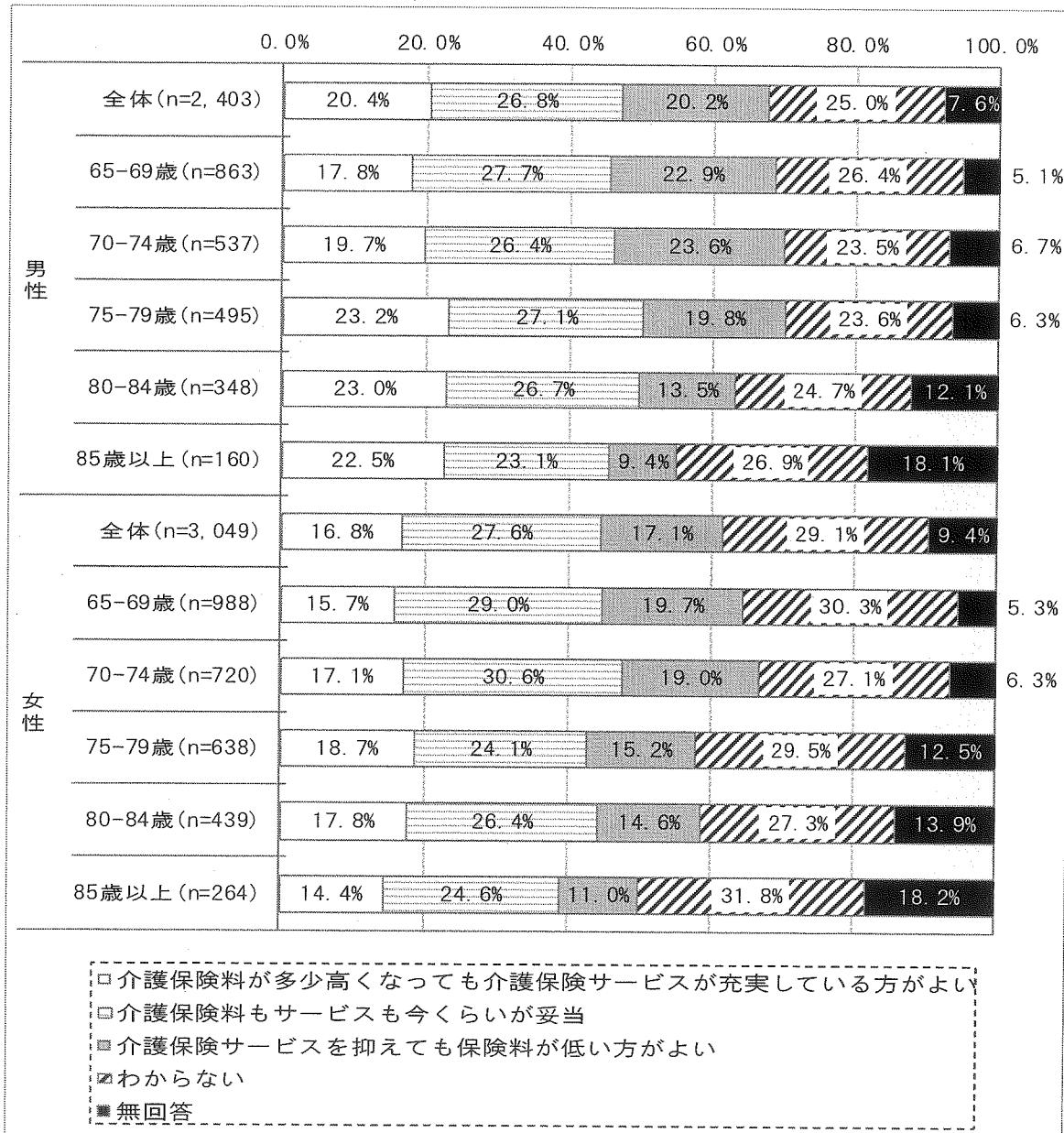
介護保険サービスと保険料について一番近い考え方をたずねると、全体では「介護保険料もサービスも今くらいが妥当」、「わからない」と答えた方が27.3%と最も多く、次いで、「介護保険サービスを抑えても保険料が低い方がよい」18.5%、「介護保険料が多少高くなっても介護保険サービスが充実している方がよい」18.4%という相反する意見がほぼ同じ割合となっています。

二次予防該当状況別にみると、「わからない」以外のすべての項目が「該当」より「非該当」のほうが多くなっています。



②性別・年齢別

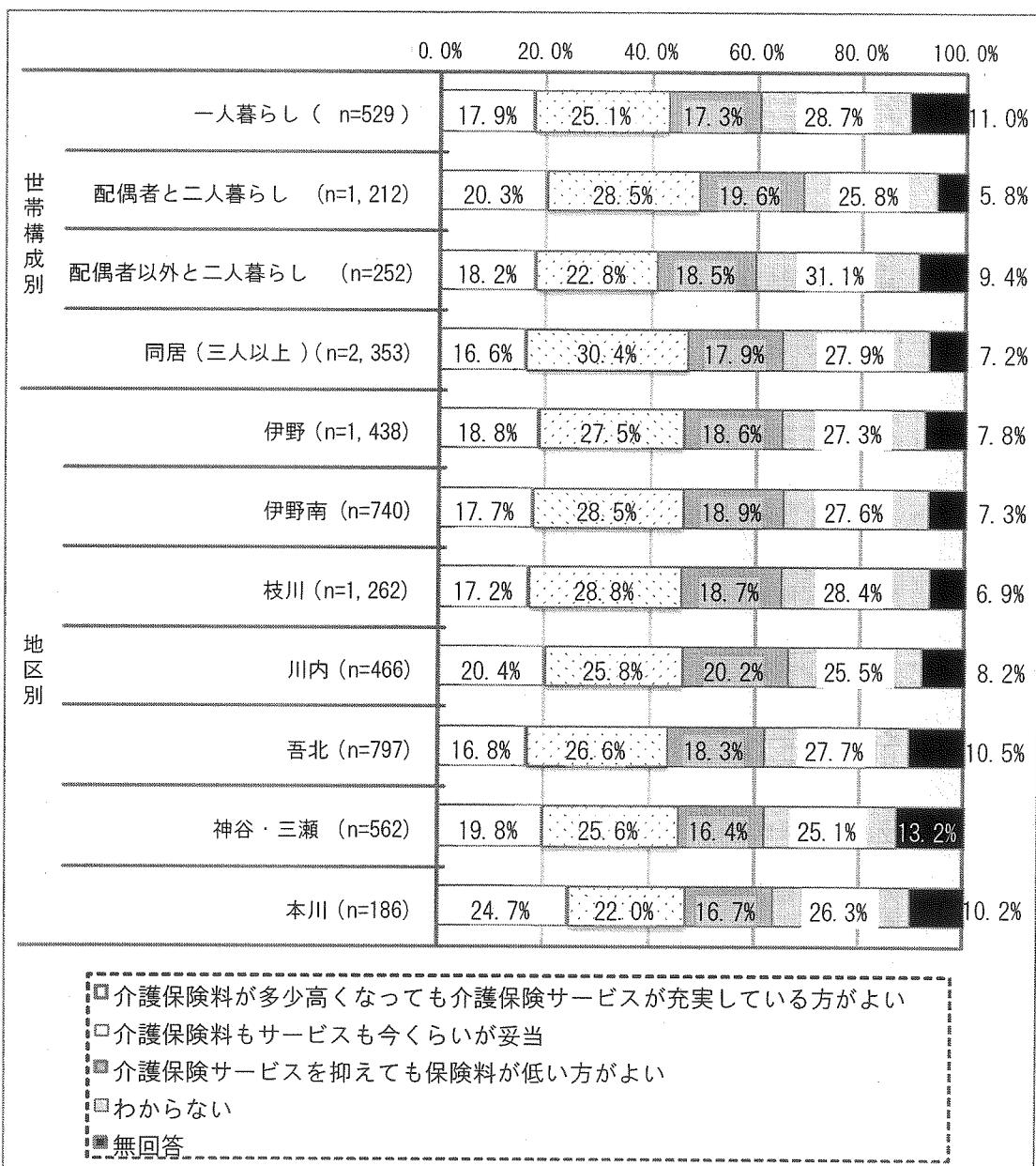
性別・年齢別にみると、「介護保険料が多少高くなても介護保険サービスが充実している方がよい」と答えた方は女性より男性に多くなっており、男性の70歳以降では年齢が上がるにつれて「介護保険サービスを抑えても介護保険料が低い方がよい」と答えた方が減少しています。女性は「わからない」と答えた方が最も多く、次いで、「介護保険料もサービスも今くらいが妥当」の順となっています。



③世帯構成別、地区別

世帯構成別にみると、「一人暮らし」、「配偶者以外と二人暮らし」は「わからない」、「配偶者と二人暮らし」、「同居（三人以上）」は「介護保険料もサービスも今くらいが妥当」と答えた方が最も多いとなっています。

地区別にみると、「伊野」、「伊野南」、「枝川」、「川内」、「神谷・三瀬」では「介護保険料もサービスも今くらいが妥当」、「吾北」、「本川」では「わからない」と答えた方が最も多いとなっています。

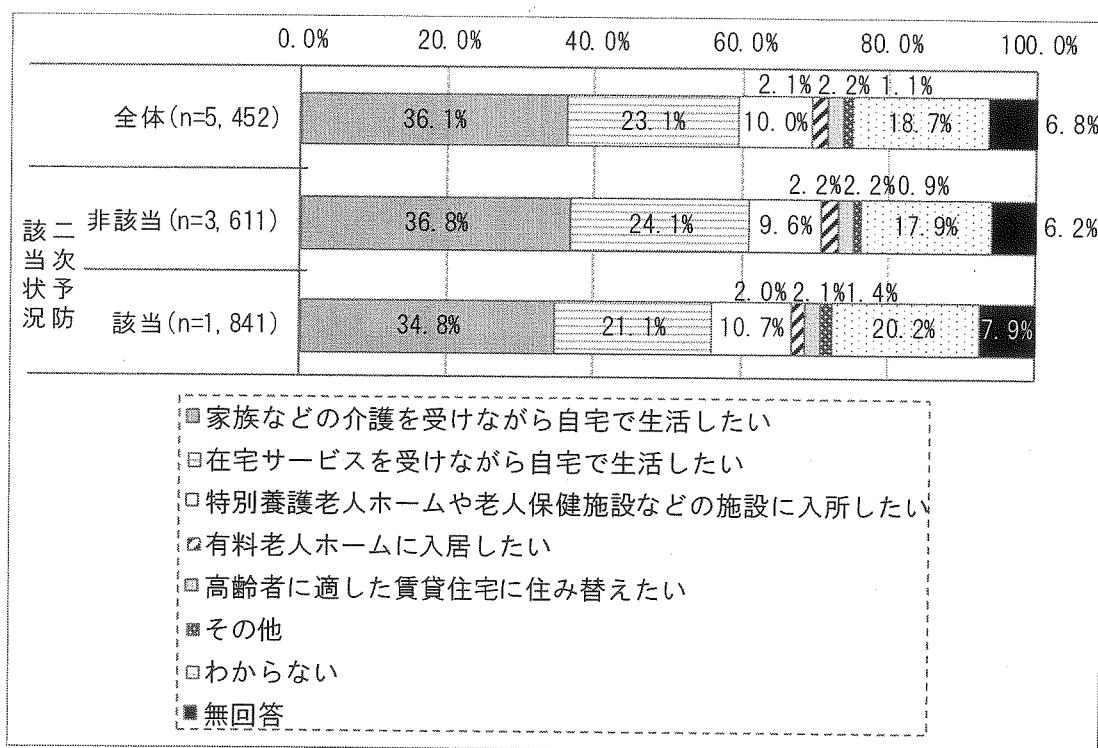


2 将来の住まいについて

①全体、二次予防該当状況別

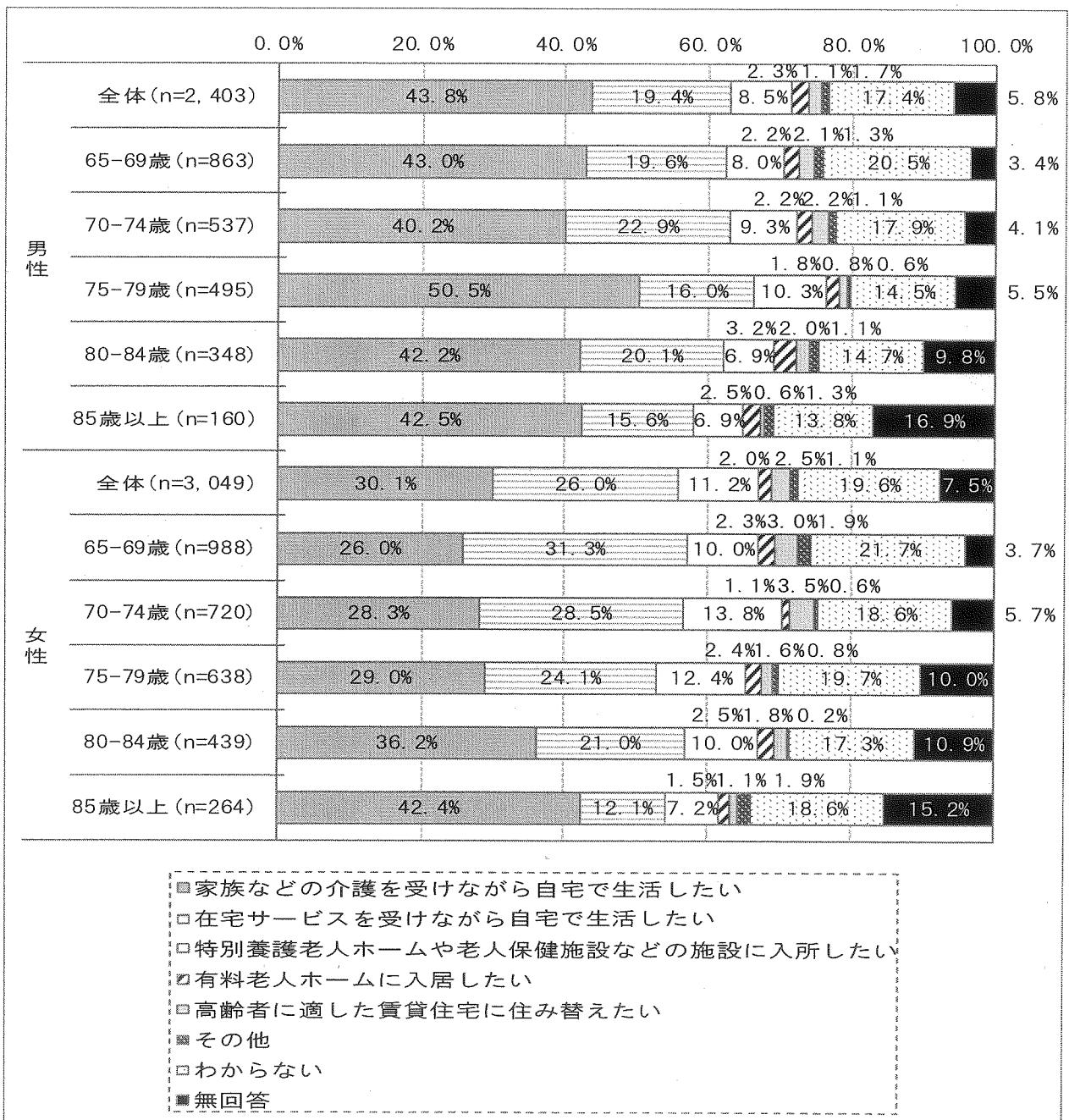
将来どこで生活することを希望するかをみると、全体では「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」36.1%が最も多く、次いで、「在宅サービスを受けながら自宅で生活したい」、「わからない」の順となっており、約60%が在宅生活を望んでいました。

二次予防該当状況別にみると、「該当」は「非該当」に比べて「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」、「わからない」と答えた方が多くなっています。



②性別・年齢別

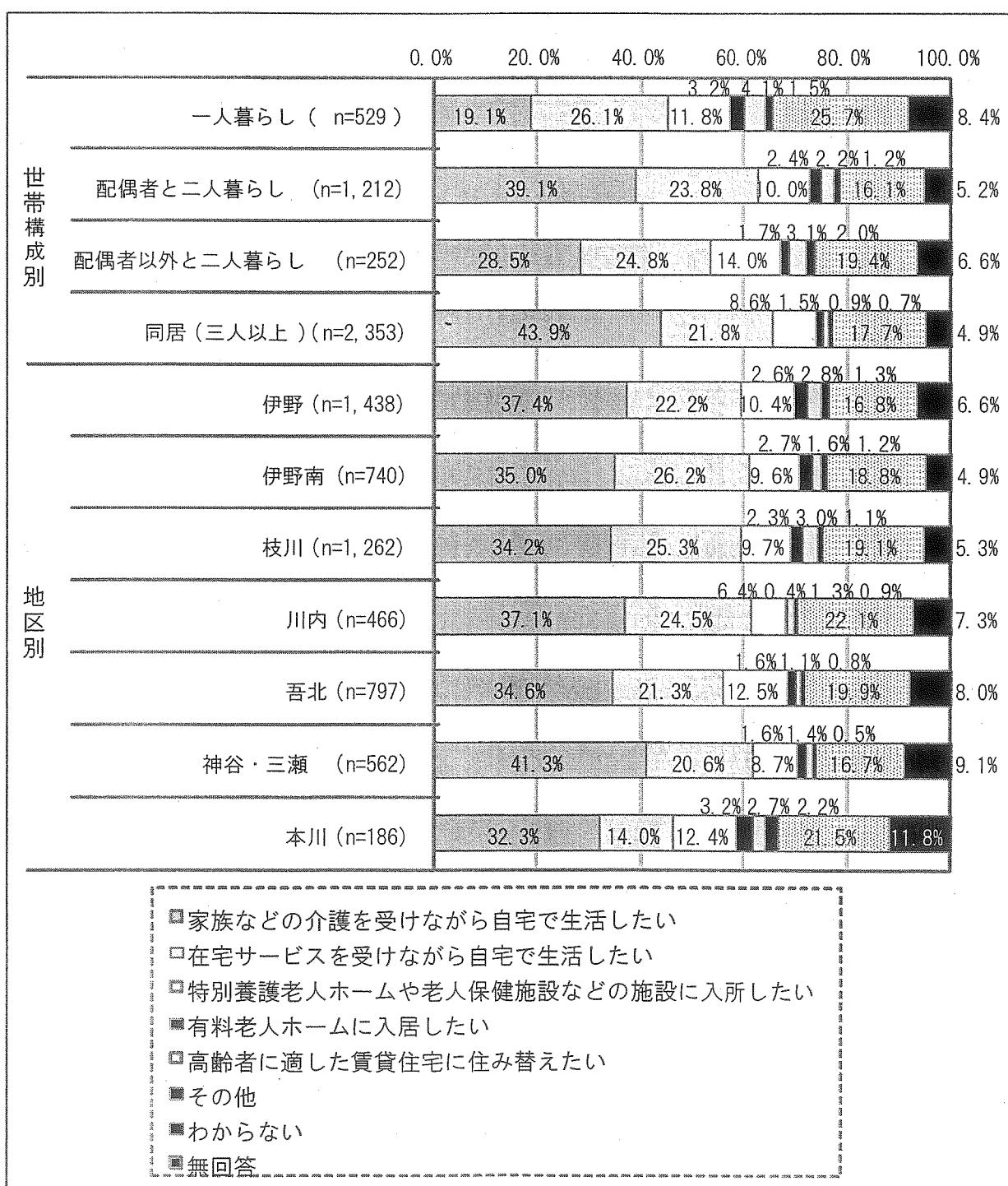
性別・年齢別にみると、「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」と答えた方は女性より男性に多く、特に、「75-79歳」で最も多くなっています。女性は年齢が上がるにつれて「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」と答えた方が増加傾向となっています。



③世帯構成別、地区別

世帯構成別にみると、「一人暮らし」は「在宅サービスを受けながら自宅で生活したい」と答えた方が最も多いとなっています。

地区別にみると、「在宅サービスを受けながら自宅で生活したい」と答えた方は「伊野南」、「枝川」、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」と答えた方は「吾北」、「本川」に多くなっています。



第4章 第6期計画の方向性

第1節 計画策定の視点

平成27年度から始まる第6期計画においては、これまで進めてきた地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築に向けた取り組みを継続・強化し、いの町の状況や特性など踏まえた地域包括ケアシステムを構築することが重要な課題となります。

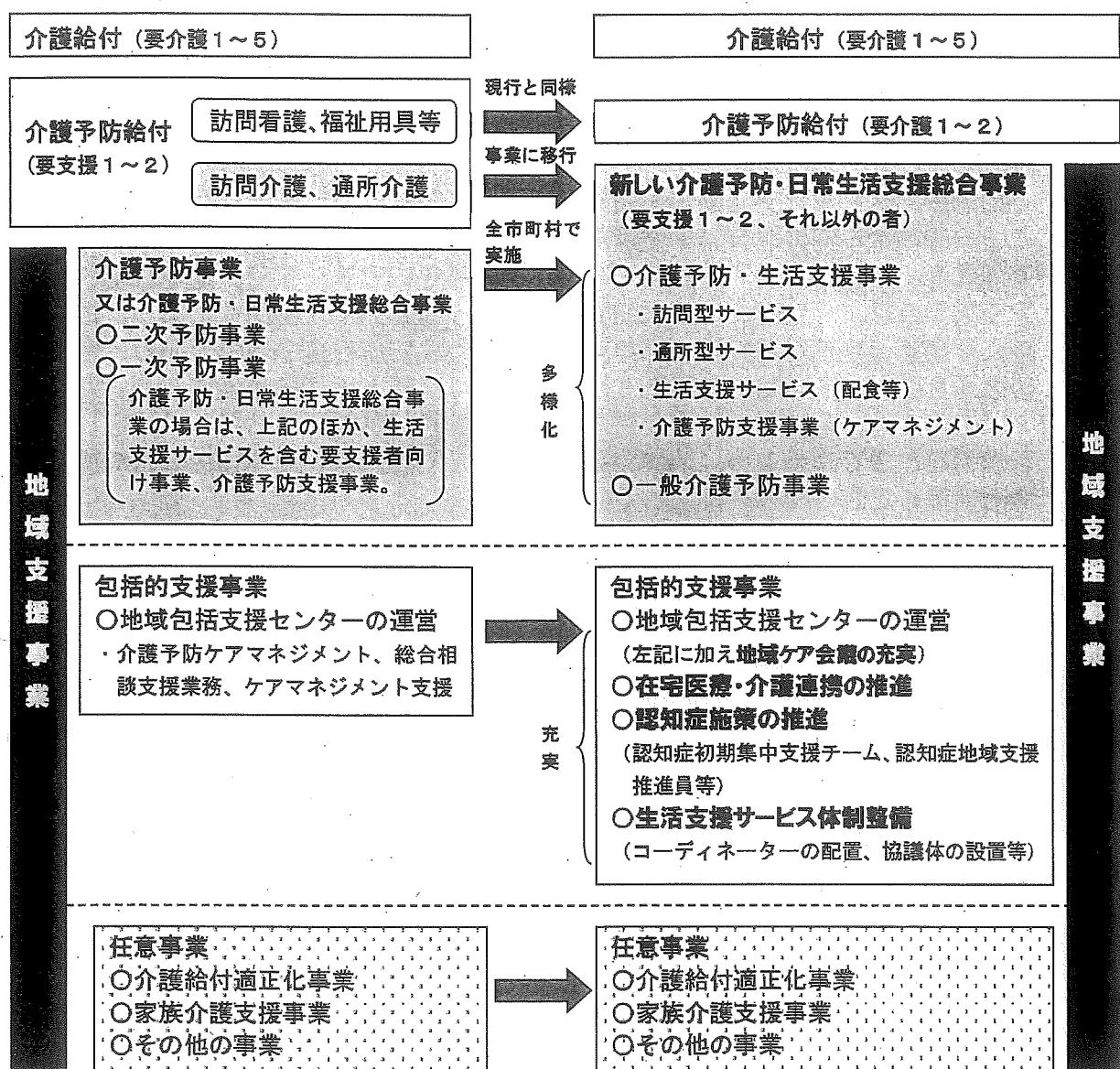
地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防という専門的なサービスとその前提としての住まい・生活支援の5つの要素を相互に関連・連携させて高齢者の在宅での生活を支えていくこうとするものです。また、地域包括ケアシステムは、「公助」・「共助」のほか、「互助」・「自助」といった地域に存在する社会資源に基づいた支え合いのうえに成り立つものであり、今後は「互助」・「自助」の果たす役割が大きくなると考えられます。

いの町では、高齢者の尊厳を重んじ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるよう、地域の資源を活用して高齢者を支える仕組みの構築を目指した取り組みを推進していきます。

今回の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの構築に必要な取り組みをより一層発展させていくために、各市町村が地域の実情に応じ独自の内容で事業を行なうことができる地域支援事業の充実が図られ、市町村は概ね第6期期間中に新しい事業【在宅介護・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業】について取り組みを開始することとなります。

また、これまで全国一律で予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護についても、第6期期間中に「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することとされました。この事業は、地域のニーズを踏まえた多様な主体による支え合いの充実を図ることで、支援が必要な高齢者が地域とのつながりを維持しながら効果的・効率的なサービスの提供を受けることができる体制の整備を目指しています。いの町では、平成27年度を移行に向けた準備期間としており、住民への周知はもとより、地域包括支援センター運営協議会からの意見や提案を反映し平成28年度からの開始を目指します。

第2節 地域支援事業の充実のイメージ



〔「全国介護保険担当課長会議：平成26年11月10日」より作成〕

第3節 将来推計

1 人口・高齢者数の推計

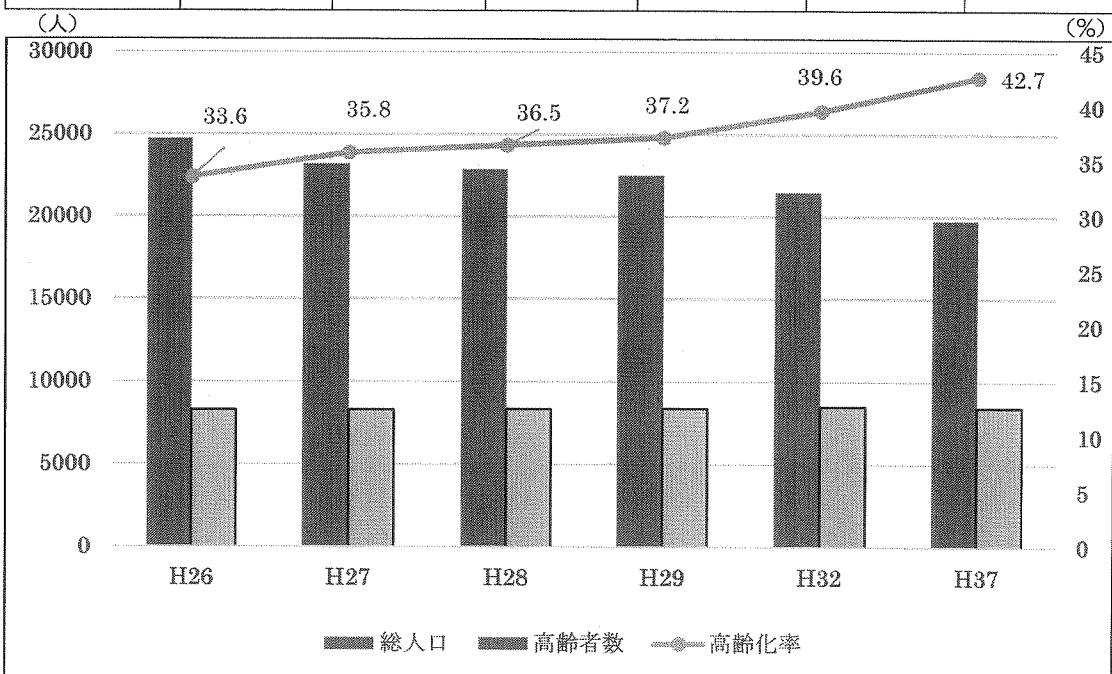
いの町の人口は、平成26年度の24,712人から平成37年度には19,755人と4,957人減少となる見込みです。

これに対して、65歳以上の高齢者は、平成26年度の8,293人から平成37年度の8,435人と142人増加となる見込みです。いの町の高齢者数のピークは平成32年度の8,502人で、高齢化率が39.6%と見込まれます。団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年度）の高齢者数は8,435人、高齢化率は42.7%と推計されます。

第6期（平成27～29年度）においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた中長期的な視点を持った目標設定を行ない、施策の展開を図る必要があります。

（単位：人、%）

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
総人口	24,712	23,198	22,856	22,513	21,486	19,755
高齢者数	8,293	8,305	8,345	8,383	8,502	8,435
75歳以上	4,456	4,454	4,484	4,511	4,599	5,082
高齢化率	33.6	35.8	36.5	37.2	39.6	42.7



2 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護者認定数は、平成26年度の1,511人から平成37年度の1,765人と254人増加する見込みです。

また、平成37年度には、第1号被保険者全体に占める認定者の比率が20.9%になると見込まれます。

(単位：人、%)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
要介護認定者数	1,511	1,549	1,537	1,534	1,691	1,765
要支援1	116	92	78	64	73	79
要支援2	131	120	108	87	85	84
要介護1	345	371	365	353	375	398
要介護2	247	276	282	298	336	331
要介護3	207	203	197	206	224	234
要介護4	260	295	328	359	420	457
要介護5	205	192	179	167	178	182
被保険者数	8,318	8,305	8,345	8,383	8,502	8,435
認定率	18.2	18.7	18.4	18.3	19.9	20.9

第4節 日常生活圏域の設定とサービス基盤の整備

1 日常生活圏域の設定

第5期計画と同様に、人口が国の想定する「日常生活圏域」の規模（対象人口2～3万人）の範囲内であること、介護サービス等を提供する施設の整備状況を踏まえ、第6期計画（平成27年度から平成29年度）も、いの町全域を1つの日常生活圏域として設定し、地域に密着したサービス基盤の整備を推進します。

2 サービス基盤の整備

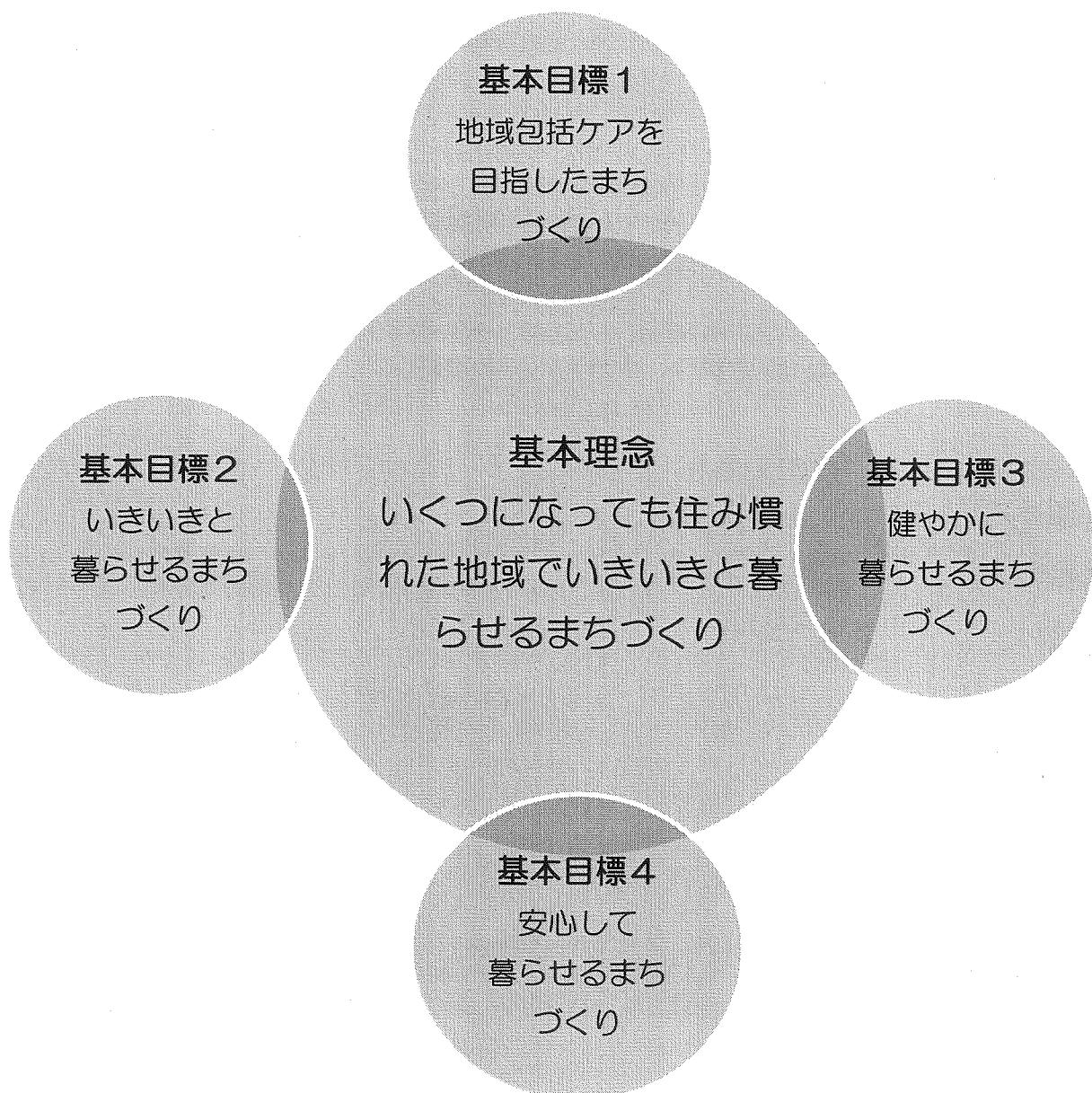
町が指定権限を持つ地域密着型サービスについては、計画期間中に新たに定期巡回・隨時対応型訪問介護看護1か所、看護小規模多機能型居宅介護1か所の基盤整備を目指します。

既存の小規模多機能型居宅介護が看護小規模多機能型居宅介護への転換を行う場合も新たなサービスの整備状況を踏まえながら支援していきます。

第5章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本目標と施策

この計画では、第5期いの町介護保険事業計画の基本理念を継承し、新たな目標を1つ加え、次の4つの基本目標で、総合的な施策の展開を図っていきます。



基本目標	施策の方向	基本施策
基本目標1 地域包括ケアを目指した まちづくり	(1) 2025年に向け た取組み (2) 地域包括支援セン ターの機能強化 (3) 生活環境の整備	1.在宅医療・介護連携体制の構築 P32 2.生活支援サービスの基盤整備 P33 3.認知症支援体制の整備 P33 1.在宅医療・介護連携の推進 P34 2.認知症施策の推進 P34 3.地域ケア会議の強化 P34 1.在宅サービスの整備 P35 2.介護・療養環境の整備 P35 3.介護者の支援 P35
基本目標2 いきいきと暮らせる まちづくり	(1) 高齢者の活動 支援 (2) 福祉活動の推進	1.活動機会の拡充 P36 2.就労機会の拡大 P38 1.地域福祉活動の活性化 P39
基本目標3 健やかに暮らせる まちづくり	(1) 介護予防事業 の推進 (2) 包括的支援事業 の推進 (3) 任意事業等 の推進	1.介護予防事業の実施 P42 2.一般介護予防事業の普及・啓発 P46 3.介護予防ケアマネジメントの充実 P46 1.総合相談支援の充実・権利擁護 P48 の促進 2.包括的・継続的なケアマネジメ P50 ントの充実 1.高齢者施策の充実（任意事業） P51 2.任意事業以外の事業 P54
基本目標4 安心して暮らせる まちづくり	(1) 介護保険サービス の充実	1.居宅サービスの提供 P66 2.地域密着型サービスの提供 P74 3.施設サービスの提供 P79 4.介護保険サービス利用量と 総給付費の見込み 5.第1号被保険者の保険料 P85 6.介護保険事業計画の円滑な 推進 P93

基本目標1 地域包括ケアを目指したまちづくり

今後、団塊の世代が75歳以上となり、高齢化が一層進行するため、認知症高齢者や独居高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の更なる増加が見込まれます。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケア体制の構築に向けて、より一層の施策の充実を図ります。

地域包括支援センターを拠点として、行政、老人福祉施設、医療施設等の関係機関のみならず、老人クラブの活動や地域における見守り、支え合いの取り組み、ボランティア等と連携を図りながら地域包括ケアの仕組みづくりに取り組みます。

特に、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の強化、生活支援サービスの基盤整備、在宅サービスの整備を重点施策として取り組みます。

基本目標2 いきいきと暮らせるまちづくり

健康でいきいきと暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく主体的に活動できる場の確保や生きがいづくりが重要です。

そのため、高齢者が生涯を通じた活動や生活ができる地域づくりを推進し、関係機関等との連携を図ります。また、高齢者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら、社会を支える一員として活躍するための、社会参加や地域貢献等を支援します。

さらに、若い世代とともに地域社会を支え、地域全体を活性化するために、世代を超えた交流を推進するとともに、町民への意識啓発や情報提供、ボランティアへの支援等、地域福祉活動の活性化を図ります。

基本目標3 健やかに暮らせるまちづくり

高齢になると、病気や体力の低下をきっかけとした身体機能や生活機能の低下から、家の中に閉じこもりがちになり、うつや認知症の悪化などにつながることがあります。

そのため、心身の機能を維持し低下を防ぐことが重要です。

高齢者が健康を保ち活力に満ちた長寿社会を実現するため、要介護または要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むことができることを目指し、健康づくりや介護予防、包括的支援等を推進します。

また、高齢者一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、情報提供や関係機関等との連携を図ります。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が介護や支援が必要になったとき、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するためには、介護サービスの充実が重要です。

そのため、在宅介護サービスを充実するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を支援します。

第6章 地域包括ケアを目指したまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケア体制の構築に向けて、地域の特性に応じた、より一層の施策の充実を図ります。

施策の方向	基本施策
(1) 2025年に向けた取組み	1.在宅医療・介護連携体制の構築 2.生活支援サービスの基盤整備 3.認知症支援体制の整備
(2) 地域包括支援センターの機能強化	1.在宅医療・介護連携の推進 2.認知症施策の推進 3.地域ケア会議の強化
(3) 生活環境の整備	1.在宅サービスの整備 2.介護・療養環境の整備 3.介護者の支援

第1節 2025年に向けた取組み

1 在宅医療・介護連携体制の構築

1) 医療と介護の連携強化（新規）

○地域の医療・介護関係者による協議の場を設け、在宅生活を継続するための医療と介護の切れ目のない支援体制づくりを目指し、課題の抽出及び対応策の検討を行ないます。

2) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築（新規）

○在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携により、24時間連絡を受けられる体制を整えていきます。

3) 医療ニーズに対応可能な地域密着型サービスの推進（新規）

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備や看護小規模多機能型居宅介護の整備を支援します。

2 生活支援サービスの基盤整備

1) 生活支援コーディネーター*4の配置（新規）

○生活支援の担い手の養成やサービス等をコーディネートする生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

3 認知症支援体制の整備

1) 認知症サポーター*5等の養成

○認知症について正しい知識を持ち、認知症の家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくため、認知症サポーターの養成を進めています。いの町ではこれまで養成した221人の認知症サポーターをさらに増やすとともに養成後も認知症への理解をさらに深めていけるように支援していきます。

2) 認知症初期集中支援チームの配置（新規）

○認知症には早期診断、早期対応が有効であることから認知症初期集中支援チームの設置を検討し、早期に継続的、包括的な支援を行ない必要なサービス提供につなげます。

3) 認知症地域支援推進員の配置（新規）

○認知症高齢者に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人や家族を支える役目を果たす認知症地域支援推進員を配置します。

4) 認知症ケアパス*6の作成・普及（新規）

○認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するための、認知症ケアパス（冊子）の作成と普及を推進します。

第2節 地域包括支援センターの機能強化

1 在宅医療・介護連携の推進

1) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付（新規）

○在宅医療の連携に関する調整窓口を設置し、在宅医療と介護連携を推進します。

2) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援（新規）

○在宅医療・介護サービスの連携において、共有すべき情報の検討を行ない、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組みの構築を図ります。

2 認知症施策の推進

1) 認知症に関する関係機関との連携（新規）

○医療機関等との連携を図り、認知症についての正しい知識や適切な介護のあり方、相談窓口などの普及に努めます。

2) 地域で見守り、支え合う体制の構築（新規）

○地域にある様々なネットワークを活かして、認知症の人や家族が安心して生活することができるよう、地域の中の気づきの目を育てるとともに、緩やかな見守りや支え合いの体制をつくり、その人らしく生活できる地域づくりを目指します。

3 地域ケア会議の強化

1) 地域ケア会議の推進

○地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域課題の解決に向けた多職種連携、資源開発や地域づくりを推進するため、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議の定期開催を継続します。

第3節 生活環境の整備

1 在宅サービスの整備

1) 在宅生活の支援（新規）

○配食サービス、軽度生活援助事業、高齢者等外出支援サービスの提供により、高齢者の日常生活の支援を継続し、新しい介護予防・日常生活総合事業での生活支援サービスの充実を図ります。

2) 安心・安全の確保

○緊急通報システムの貸与や高齢者生活状況確認事業など、ひとり暮らしの高齢者等が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

3) 居住の支援（新規）

○第5期介護保険事業計画で整備する軽費老人ホームほか、高齢者の多様な住まいのあり方を提案します。

2 介護・療養環境の整備

1) 介護・療養体制の充実（新規）

○医師と訪問看護、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化を推進します。

3 介護者の支援

1) 家族介護者への支援

○紙オムツチケット、家族介護支援金の支給等、広報等で周知を行ない、在宅家族介護者への支援を行ないます。

第7章 いきいき暮らせるまちづくり

高齢者が生涯を通じた活動や在宅生活を継続できる地域づくりを推進し、関係機関等との連携を図ります。また、高齢者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら、社会を支える一員として活躍するための、社会参加や地域貢献等の機会を提供していきます。

さらに、若い世代とともに地域社会を支え、地域全体を活性化するために、年齢を超えた交流を推進するとともに、町民への意識啓発や情報提供、ボランティア等への支援等、地域福祉活動の活性化を図ります。

施策の方向	基本施策
(1) 高齢者の活動支援	1.活動機会の拡充
	2.就労機会の拡大
(2) 福祉活動の推進	1.地域福祉活動の活性化

第1節 高齢者の活動支援

1 活動機会の拡充

1) 老人クラブへの支援

《現況》

高齢者の知識や経験を活かし、さまざまな活動を行なっています。健康増進・社会奉仕・友愛訪問活動等を軸に、地域のひとり暮らし高齢者等を孤立させず、閉じこもらせない仲間づくり、自らの健康や生きがいづくり、地域を豊かにする多様な社会活動を通じ、明るい長寿社会をめざして幅広い活動に取り組んでいます。

《評価・課題》

- 老人クラブは、高齢者が心豊かに生活するための仲間づくり、健康づくり及び生きがいづくりの重要な役割を果たしています。
- 高齢者人口は増加していますが、会員数やクラブ数は減少する傾向にあります。
- 若い世代の会員が少ないため、クラブ自体が高齢化している状況にあるため、若手会員の加入促進や若手リーダーの育成が必要です。

《取組の方向》

- 会員の加入を促進するため、魅力あるクラブづくりを支援します。
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び社会参加を促進するよう、クラブ活動の活発化を支援します。
- 団塊の世代の加入促進や若手リーダーの育成を支援します。

2) 高齢者教室（町民講座）の充実

《現況》

高齢者教室は、高齢者が地域社会とのつながりを持ちながら、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、教育委員会が主体となって開催しています。主に65歳以上を対象として教養・趣味等の講座のほか、健康づくりや世代間交流を含め多様な活動を行なっています。

《評価・課題》

- 高齢者の意欲創出、社会参加に役立っています。
- 多様化する高齢者のニーズに対応した教室が求められています。

《取組の方向》

- 多様化するニーズに応えられるよう教室内容の充実を図ります。
- さまざまな教室を開設するために指導者の確保に取り組みます。

3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

《現況》

町では、高齢者になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのためのスポーツ教室等の実施やスポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

また、老人クラブ連合会では、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ペタンクのスポーツ講習会・大会などが開催され、スポーツを楽しむとともに会員相互の親睦を深めています。

《評価・課題》

- 高齢者を含めた多くの町民が参加しやすい事業を推進するため、いのスポーツクラブ、体育会、体育指導委員会などの関係団体との連携による地域に根ざしたスポーツの推進が求められています。

《取組の方向》

- スポーツを通して交流を深め、高齢者になっても健康で楽しく生活できるよう、体力づくり、健康づくりを目的としたスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

2 就労機会の拡大

1) シルバー人材センターへの支援

《現況》

「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、高齢者の就業機会の確保のため、就業に関する情報の提供、就業相談及び講習会等の事業を行なっています。平成25年度末の会員数は326人、契約件数は2,801件、契約金額は133,977,612円となっています。

《評価・課題》

- 厳しい経済環境に対応した事業運営に加え、民間事業者との調整が必要となっています。
- 会員の希望に沿えるよう多様な就業先の確保が求められています。
- 公平に就業機会を与えるとともに安全に就業できる環境を整備することが必要です。

《取組の方向》

- 就労意欲のある会員の確保を支援します。
- 社会環境や就業に関する情報収集を支援します。
- 地域に密着した就業による、高年齢者の社会参加の促進を支援します。

第2節 福祉活動の推進

1 地域福祉活動の活性化

1) 地域の日常の見守り・支え合い体制の構築

《現況》

住民同士のつながりが希薄になる中、ひとり暮らしを含めた高齢者ののみの世帯が急激に増え、地域におけるお互いの安否確認、閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が非常に重要な課題となっています。地域住民同士の連携、民生委員・児童委員を中心とした地域で見守り活動を行う団体・関係機関や、さらに電気、新聞販売店等の高齢者と接する機会を持つ事業者等の連携など、まだ十分ではない状況にあります。

《評価・課題》

- 一番身近な地域の住民同士による、日常的な見守りや支え合いが最も必要なことであり、住民意識の啓発や支え合いのシステムの充実が必要です。
- 民生委員・児童委員や町内会、老人クラブ、介護サービス提供事業者等と関係機関が可能な限り情報を共有・交換し、地域・関係機関・行政等の全てが一体となって高齢者の生活を支えるネットワークが必要です。

《取組の方向》

- ひとり暮らしを含めた高齢者ののみの世帯及び要介護度の高い高齢者等に対して、地域の関係機関や民生委員・児童委員を中心として、緊急事態の発生時だけでなく、日常からの安否確認や閉じこもりを防ぐための声かけなどに対応できる連携システムの充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中心に、ひとり暮らしを含む高齢者ののみの世帯等に対する相談体制の充実・強化に努め、緊急時には速やかに必要なサービスにつなげます。

2) 社会福祉協議議会との連携

《現況》

社会福祉協議議会は、住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする地域福祉推進の中核団体です。

区長会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、ボランティア団体、行政機関の代表者などにより運営されています。

多くの町民や関係諸団体などと協働しながら、福祉サービス利用援助事業や総合相談活動などの福祉サービスの推進・強化、小地域を基盤とした福祉のまちづくり活動や在宅福祉サービス活動、介護保険サービス事業、障害者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、共同募金配分金による地域福祉活動などの地域福祉の総合的な推進、ボランティア活動の支援やボランティアに携わる人材の発掘・育成の促進などのボランタリー活動の推進など、さまざまな活動に取り組んでいます。

《評価・課題》

○高齢者等の自立生活を支えるために介護保険制度・障害者自立支援制度における在宅福祉サービスの安定した供給の推進はもとより、地域福祉推進の中核として福祉委員活動やふれあいサロンなど、町民とともに地域の福祉力を高めるための小地域福祉活動の推進と地域格差の解消に向けた取り組みが期待されます。

《取組の方向》

○地域福祉を担う中核組織としての役割が十分に発揮されるよう、社会福祉協議会を軸とした地域福祉ネットワーク体制の充実に努め、福祉サービスの推進・強化、地域福祉の総合的な推進、ボランタリー活動の推進などが図られるよう支援します。

3) 民生委員・児童委員協議会活動への支援

《現況》

民生委員・児童委員協議会は、地域住民の最も身近なところで、地域住民の立場に立った相談、援助を行ない、住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らせるよう支援しています。

ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者など、日頃から支援を必要とする地域住民の生活状態を把握し、行政・その他の関係機関と連携を図ることで、生活課題の早期発見、早期対応を進めるとともに、平常時における見守り、災害時要配慮者避難支援計画に基づく台帳登録の勧奨や災害時における情報伝達や避難支援などの活動も行なっています。

また、支援が必要な地域住民に福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を探したり、在宅高齢者等紙オムツチケット交付事業申請に必要な介護証明書を作成するなど、地域住民と必要な福祉サービスをつなぐパイプの役割を担っています。

《評価・課題》

- 多様な生活課題に対応するためには、福祉・保健・医療・教育などさまざまな関係機関との連携が必要になります。
社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健・医療機関などの関係機関のほか、ボランティアグループや地域の住民なども加え、支援が必要な地域住民を囲むネットワークづくりを推進し、これらと連携した活動することが不可欠です。

《取組の方向》

- 多様な生活課題、地域課題へのより的確な対応を可能にするため、民生委員・児童委員の知識の取得を支援するとともに、福祉サービス等や個々に対応した情報提供など地域福祉の推進役として民生委員・児童委員協議会が行なう活動に協力します。

第8章 健やかに暮らせるまちづくり

高齢者が健康を保ち活力に満ちた長寿社会を実現するため、要介護または要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、健康づくりや介護予防、包括的支援等を推進します。

また、高齢者一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、情報提供や関係機関等との連携を図ります。

施策の方向	基本施策
(1) 介護予防事業の推進	1.介護予防事業の実施
	2.一般介護予防事業の普及・啓発
	3.介護予防ケアマネジメントの充実
(2) 包括的支援事業の推進	1.総合相談支援の充実・権利擁護の促進
	2.包括的・継続的なケアマネジメントの充実
(3) 任意事業等の推進	1.高齢者施策の充実（任意事業）
	2.任意事業以外の事業

第1節 介護予防事業の推進

1 介護予防事業の実施

1) 二次予防対象者把握事業

《現況》

二次予防対象者把握事業は、要介護・要支援状態となる恐れのある高齢者（以下、「二次予防高齢者」という。）を早期に発見して、各種の施策を通じて生活機能の低下を予防することを目的としています。

平成25年度から基本チェックリスト*7を郵送で配付し、二次予防高齢者を把握してきました。

《評価・課題》

○二次予防高齢者に対して、電話や訪問活動を通じて、事業への参加を促してきました。基本チェックリスト回答者に対して個人結果アドバイス表を送付し、自分の健康状態の理解を促すとともに維持、改善の意識づけに努めました。

《取組の方向》

- 平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、一般介護予防事業の介護予防把握事業として実施されます。基本チェックリストの郵送配付を行わずに窓口での配付を行ないます。

2) 通所介護予防事業

《現況》

二次予防事業対象者把握事業の基本チェックリスト調査において、運動機能の低下またはその恐れのある高齢者に対して、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき、運動器の機能向上のリハビリ教室を実施しています。

リハビリ教室では健康運動指導士、保健師等のスタッフが関わり、プログラムに基づいたストレッチ、筋力トレーニング等の運動を実施し、運動器の機能向上させるための事業を行なっています。事業終了後も地域の体操グループや自主グループ等で体操を継続していくよう支援を行なっています。

平成26年度は、年間を通じて3クール（1クール3ヶ月）のリハビリ教室を開催しました。

区分	実施回数	参加者数
平成24年度	48回	25人
平成25年度	48回	28人
平成26年度見込み	60回	35人

《評価・課題》

- 事業参加者の多くは体力の向上がみられ、運動習慣の定着に結びついています。
- 地域の体操グループや自主グループ等につながる事例も多くありますが、運動をどのように習慣化していくかが課題となっています。
- 出張型のリハビリ教室を1クール開催し、今まで参加できなかった地域の高齢者に事業を実施することができました。

《取組の方向》

- 平成27年度は二次予防事業対象者に対しリハビリ教室を実施します。

区分	実施回数	参加者数
平成27年度	48回	30人

- 平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、通所型サービス事業として実施します。

3) 介護予防普及啓発事業

『現況』

介護予防のための運動器、口腔機能向上の健康教室や認知症に対する理解を深めてもらうための予防教室を地域で開催しています。わかりやすく解説する案内冊子等を活用し、効果的な介護予防の普及・啓発を行なっています。

区分	るんるん若ガル体操教室数	みんなでいきいき体操教室数	お口が若返る教室数	認知症予防教室数
平成24年度	1教室	—	66教室	7教室
平成25年度	4教室	—	15教室	2教室
平成26年度 見込み	1教室	—	3教室	5教室

『評価・課題』

- 継続して教室に参加している多くの高齢者は、体力低下の防止や健康維持がでています。
- 高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康で在宅生活を送るために必要な事業です。
- 認知症予防教室（認知機能スクリーニング）を実施し、認知機能低下を起こしていると思われる高齢者の早期発見と受診勧奨を行なっています。

『取組の方向』

- 各予防教室に医師や理学療法士等を講師に招き、より効果的な介護予防事業にしています。
- 介護予防の必要性について、敬老会、高齢者教室、生きがい活動支援通所事業などあらゆる機会を利用し、啓発します。
- あつたかふれあいセンター事業などと連携し、介護予防活動の場を増やしています。

区分	るんるん若ガル体操教室数	るんるん若ガル体操グループ フォロー教室数	お口が若返る教室数	認知症予防教室数
平成27年度	4教室	36教室	4教室	6教室
平成28年度	2教室	36教室	4教室	8教室
平成29年度	2教室	36教室	4教室	8教室

- 平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業として実施します。

4) 地域介護予防活動支援事業

《現況》

高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築をめざし、地域の自主体操グループの活動を支援しています。

介護予防活動を地域で実施するには、十分なマンパワーが必要です。そのため「るんるん若ガエル体操*8教室応援ソーター養成教室及びフォロー教室」の開催や「るんるん若ガエル体操グループ交流会」の開催による交流機会の提供等により、ソーターの確保及び活動の活性化を支援しています。

区分	体操グループ数	体操教室応援ソーター育成数	体操教室応援ソーターフォローカー教室参加者数	ミニデイサービス団体数
平成24年度	71グループ	8人	—	60団体
平成25年度	74グループ	—	26人	57団体
平成26年度 見込み	75グループ	16人	—	57団体

《評価・課題》

○るんるん若ガエル体操教室応援ソーター自身の健康づくり・生きがいづくりにもつながっています。

○介護予防活動の必要性について、普及・啓発していく必要があります。

《取組の方向》

○ミニデイサービスと連携し、自主的に介護予防活動ができるように支援します。

○体力測定グッズを体操グループに貸与し、地域で体力測定を定期的に実施できるように支援していきます。

区分	体操グループ数	体操教室応援ソーター育成数	体操教室応援ソーターフォローカー教室参加者数	ミニデイサービス団体数
平成27年度	77グループ	—	40人	58団体
平成28年度	77グループ	10人	—	58団体
平成29年度	77グループ	—	40人	58団体

○平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として実施します。

2 一般介護予防事業の普及・啓発

1) 新しい介護予防事業

平成28年度からスタートさせる新しい介護予防・日常生活総合事業では、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から一次予防事業と二次予防事業を区別せずに一般介護予防事業として行ないます。また、介護予防を機能強化する観点から、(新)地域リハビリテーション活動支援事業が追加されます。この新たな一般介護予防事業の普及と啓発に努めています。
※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として実施されます。

3 介護予防ケアマネジメントの充実

1) 二次予防高齢者のケアプラン

《現況》

自立保持のための身体的・精神的・社会的な機能の維持・向上を目指とし、二次予防対象者把握事業によって把握、選定した二次予防高齢者については、継続的なケアマネジメントを地域包括支援センターが直接行なっています。

区分	二次予防高齢者数	ケアマネジメント作成件数
平成24年度	111人	25件
平成25年度	1,547人	28件
平成26年度見込み	1,841人	35件

《評価・課題》

- 平成25年度から二次予防対象者把握のためのアンケートを実施し、対象者は把握できましたが、介護予防事業への参加率を向上させるための取り組みが必要です。
- 二次介護予防事業への参加期間が終了した後の継続的で効果的な関わり方について検討することが必要です。

《取組の方向》

- 平成27年度は二次予防事業対象者に対しケアマネジメントを実施します。

区分	二次予防高齢者数	ケアマネジメント作成件数
平成27年度	1,841人	30件

- 平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメントとして実施します。

2) 指定介護予防支援事業

《現状》

自立保持のための身体的・精神的・社会的な機能の維持・向上を目標とし、要介護認定で「要支援1」及び「要支援2」の認定を受けた方については、地域包括支援センターまたは委託した居宅介護支援事業所が継続的なケアマネジメントを行なっています。平成24年度から自立型ケアマネジメントに取り組み、要支援の認定者数、サービスの利用者数及び利用率とも減少傾向にあります。

区分	要支援認定者数	サービス利用者数	サービス利用率
平成24年度	321人	140人	43.6%
平成25年度	263人	95人	36.1%
平成26年度見込み	247人	80人	34.2%

《評価・課題》

- 「要支援1」及び「要支援2」の認定を受けた方のケアマネジメント*9については、要介護状態になる前に介護予防サービスが適切に利用できるように取り組みを行なっています。
- 「要支援1」及び「要支援2」の認定を受けた方が、ケアプラン*10の目標を達成し、サービスを終了した場合や認定非該当となった場合でも、常に状態を把握し見守りを行なっています。

《取組の方向》

- 平成27年度も要支援認定者に適切なケアマネジメントを行ないます。
- 平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメントとして実施します。

第2節 包括的支援事業の推進

1 総合相談支援の充実・権利擁護の促進

《現況》

地域包括支援センターでは、介護・保健・医療等さまざまな相談を受けるとともに、適切な機関、制度、サービスにつなげています。また、地域住民への広報啓発活動等により、地域包括支援センターの活動内容等についても周知しており、相談件数は年々増加傾向にあります。

全体の延べ相談件数に占める割合は多くはありませんが、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談も増えてきており、関係機関と連携しながら対応しています。

高齢者虐待防止対策については、地域住民の意識の向上を図るため啓発活動を行うとともに、「高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、行政だけでなく各種団体と協働しながら適切な対応に努めています。

区分	延べ総合相談件数	権利擁護に係る延べ相談件数（再掲）	高齢者虐待に係る延べ相談件数（再掲）	介護保険サービス等に係る延べ相談件数（再掲）
平成24年度	2,065件	95件	24件	1,946件
平成25年度	2,177件	36件	25件	2,116件
平成26年度 見込み	2,190件	27件	54件	2,109件

《評価・課題》

- あらゆる機会をとらえて、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を行なうとともに、さまざまな相談が受けられる体制づくりが必要です。
- 地域住民に対して、高齢者虐待等について正しく理解していただくとともに、相談・通報体制を広く周知し、問題の早期発見や未然防止を図り、万一にも虐待を確認した場合には、問題が深刻化する前に対処していくことが必要です。
- 認知症の高齢者は、権利侵害を受けやすいと推測されることから、認知症高齢者支援対策と合わせて行なうことが必要です。
- 高齢者虐待については、関係機関との十分な調整及び緊急性に係る適切な判断並びに迅速な対応が重要です。
- 高齢者の権利擁護を目的とする成年後見制度の普及に加え、制度の利用に対する支援も必要です。

《取組の方向》

- 地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービス^{*11}の窓口として、地域に暮らす高齢者のさまざまな相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、効果的な支援を行ないます。
- 認知症の高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応じるため、地域で活動するさまざまな事業者、団体等との連携を深め地域全体で支援する体制を進めていきます。
- 介護、医療いずれの分野についても対応できる知識・経験を有する職員を配置した在宅療養の相談体制づくりに努めます。
- 「高齢者虐待防止ネットワーク委員会」の推進や地域の方々との連携関係を構築することにより情報の取得に努め、高齢者虐待の予防的対応や未然防止を図ります。
- 社会的に困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者とその家族に対して専門的・継続的な支援を行ないます。
- 成年後見制度を幅広く普及させるため、広報等を活用し、普及・啓発活動に努めます。
- 判断能力の十分でない認知症の高齢者や虐待を受けている高齢者など、権利が侵害されていると判断される場合には、関係機関や団体と連携して、施設等への措置依頼や成年後見制度の利用に向けた支援などを充実します。

2 包括的・継続的なケアマネジメントの充実

《現況》

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らし続けていけるよう、さまざまな職種や機関との連携や個々の高齢者の状況や変化に応じた「包括的・継続的ケアマネジメント」を実践しています。

また、介護支援専門員*12に対しての支援と情報提供の場として「介護支援専門員連絡会」を月1回開催しています。

地域包括支援センターの機能強化及び介護支援専門員への支援の充実を図るために、主任介護支援専門員研修を受講した3人の主任介護支援専門員を配置しています。

平成24年度から地域ケア会議を定期的に開催し、多職種と連携を図りながら個別事例の問題解決へつなげています。

《評価・課題》

- 町内の介護支援専門員、介護サービス提供事業所に対し専門職による定期的な研修を開催することによって、介護支援専門員、介護サービス提供事業所のスキルアップを図っています。
- 在宅介護に地域の資源やマンパワーが十分活かされていない現状があります。

《取組の方向》

- 高齢者等の“在宅で過ごしたい”との願いに対して、高齢者本人と家族が安心して在宅で過ごせるように、介護や医療等が連携した支援体制づくりを進めます。
- 地域資源の再発見と有効活用について検討します。
- 介護支援専門員、介護職の能力の向上や、「自らの気づき」のために、事例検討会などの研修を継続します。
- 多職種・多機関との連携を図り、介護支援専門員が担当している困難事例への支援を行ないます。
- 介護施設入所者の重度化予防に対し、リハビリ専門職等による訪問指導を行ない、介護職のスキル向上と利用者の自立支援や生活の質の向上につなげていきます。

第3節 任意事業等の推進

1 高齢者施策の充実（任意事業）

1) 介護給付適正化事業

《現況》

第2期（平成23年度から平成26年度）高知県介護給付適正化計画に基づき、必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や利用者に適切なサービスを提供できる環境整備等のため、要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）、ケアマネジメント等の適正化（ケアプラン点検、住宅改修の点検）、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）を主要事業と位置付け取り組んでいます。

《評価・課題》

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員からケアプランを取り寄せ、利用者の自立支援に資する適切なプランであるか等に着目して、ケアプランの点検を実施しました。
- 介護給付費通知の確認の結果、架空請求などの過誤につながる事例はありませんでした。

《取組の方向》

- 第3期高知県介護給付適正化計画（平成27年度から平成29年度）に沿って、縦覧点検・医療情報との突合、ケアプラン点検及び要介護認定の適正化の3つを優先的に実施します。
- 具体的な事業の内容や実施方法の目標数値を毎年度設定し、評価していくします。

2) 家族介護支援事業

《現況》

要介護認定結果が「要介護2」以上で常時紙オムツ等を使用している在宅高齢者等に、紙おむつや尿取パット等の介護用品と引き替え可能なチケットを交付しています。

また、認知症センター養成講座で、認知症の概要、治療法、予防に必要な生活習慣に関する講義を行ない、地域で認知症の方と家族を支える体制づくりに努めています。

区分	紙オムツチケット支給事業利用者数	認知症センター養成数
平成24年度	216人	113人
平成25年度	235人	86人
平成26年度見込み	252人	80人

《評価・課題》

- 高齢者等または介護されている家族の経済的、精神的負担の軽減を図るために必要な事業です。
- 利用者の利便性を考慮し、販売事業者数の拡大や配達など、実施方法を工夫する必要があります。
- 認知症センターを養成し認知症発症者に対応できる人材を増やすことで、誰もが住みやすい地域をつくっていくことが必要です。

《取組の方向》

- 紙オムツチケットの対象者にサービスがいきわたるよう、対象者の把握や事業の広報に努めます。
- 認知症センター養成講座のなかで、量販店や商店で認知症の方への対応を実践する演習を行なうなど、実践に対応できる人材をつくっていきます。

区分	紙オムツチケット支給事業利用者数	認知症センター養成数
平成27年度	260人	100人
平成28年度	270人	100人
平成29年度	290人	100人

3) その他の事業

《現況》

成年後見制度利用支援事業として、認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者で配偶者及び2親等以内の親族がなく、審判請求を行う意志がないなど、その福祉について特に必要があると認められる場合に、老人福祉法に基づく後見開始の審判請求に係る手続き及び費用の支援を実施しています。

また、地域自立生活支援事業として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、生活状況等の見守りをする高齢者生活状況確認事業を実施しています。

区分	審判請求利用件数	後見人報酬利用件数	高齢者生活状況確認事業利用件数
平成24年度	2件	1件	13件
平成25年度	3件	—	24件
平成26年度見込み	1件	1件	32件

《評価・課題》

- 成年後見制度利用支援事業は、自分の意志で財産管理や身上監護ができない方の権利を守るために必要な事業ですが、相談や問い合わせはあまりなく、この事業の利用は少ない状況です。
- 高齢者生活状況確認事業の利用者は年々増加傾向にあり、高齢者の見守りに必要な事業となっています。

《取組の方向》

- 成年後見制度^{*13}は、実際の利用者以外にも、多くの潜在的な需要が存在するものと推測され、高齢者等の財産や権利が侵害されないように、制度と本事業の周知及び利用の促進を図ります。
- 高齢者生活状況確認事業は、高齢者の地域における自立した生活を継続させるため必要ですので、訪問活動や広報等で周知し、継続して実施します。

2 任意事業以外の事業

1) 家族介護支援金支給事業

《現況》

要介護認定結果が「要介護2」から「要介護5」の高齢者等を在宅で常時介護されている場合に、介護者に家族介護支援金を月額10,000円支給することにより、家族介護を支援しています。

区分	受給者数
平成24年度	159人
平成25年度	158人
平成26年度見込み	190人

《評価・課題》

- 在宅で介護される家族の経済的、精神的な支援、在宅生活の維持と向上を図るために必要な事業です。
- 介護保険サービスの利用がないため、要介護者及び家族の身体的、精神的な負担や介護の状況が把握できない場合があり、定期的な訪問等により支援していく体制が必要です。

《取組の方向》

- 制度の周知を図るとともに、介護する家族の支援策として継続して実施します。
- 民生委員・児童委員、地域の事業所等と連携し、要介護者及び家族の状況を把握し、継続的に支援できる体制を整備します。

区分	受給者数
平成27年度	191人
平成28年度	195人
平成29年度	200人

2) 外出支援サービス事業

《現況》

閉じこもりがちな虚弱な高齢者等を対象に、リフト等の特殊な装置を備えた福祉車両により、居宅と介護予防・生きがい活動支援事業等を実施している施設までの間を移送するサービスを社会福祉協議会に委託して実施しています。延利用回数は年々増加傾向にあります。

区分	登録者数	延利用回数
平成24年度	20人	751回
平成25年度	46人	1,196回
平成26年度見込み	48人	1,250回

《評価・課題》

○閉じこもりがちな虚弱な高齢者及び障害者には不可欠な事業であり、生きがいを持った在宅生活を支えていくうえで大きな役割を果たしています。

○サービス提供をできていない地域もあり、サービス提供体制の拡充を図る必要があります。

《取組の方向》

○平成27年度事業は継続されますが、平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、介護予防・生活支援サービスとして実施します。

○登録者数の増加により、移送が困難になりつつあるため、新たなサービス体制等を検討します。

区分	登録者数	延利用回数
平成27年度	60人	1,300回

3) 軽度生活支援事業

《現況》

介護保険の認定において非該当とされた方のうち、ひとり暮らしの高齢者等が、在宅で自立した生活を継続して送ることができるようホームヘルパー等を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行なう事業で、腰痛、骨折などによる一時的な利用者を想定した事業となっています。

《評価・課題》

- 日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者等の自立した生活の維持や介護予防のために必要な事業です。
- 介護保険の認定において非該当の方が対象となっていることもあります、利用が平成20年度以降ない状況となっています。

《取組の方向》

- 平成27年度事業は継続されますが、平成28年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に移行し、介護予防・生活支援サービスとして実施します。

4) 住宅改造費助成事業

《現況》

低所得の要介護または要支援の高齢者や障害者等が、住宅の支障箇所について身体状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する費用について1件あたり100万円を限度額として、その3分の2を助成しています。

また、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費等と併せて行うことも可能となっています。

制度の利用状況は、年度によってばらつきがありますが、近年は2件以下で推移しています。

区分	利用件数
平成24年度	2件
平成25年度	2件
平成26年度見込み	2件

《評価・課題》

- 高齢者や障害者が住み慣れた自宅で少しでも自立した生活を送るために必要な事業です。
- 日常生活に必要な動作能力が低下した高齢者等の利便性を高め、自立した生活が維持できるよう支援することが必要です。

《取組の方向》

- 町広報等により制度の周知を図り、事業の利用啓発に努めます。
- 関係機関と連携し、最大限の費用対効果となるよう相談支援を行ないます。

区分	利用件数
平成27年度	2件
平成28年度	2件
平成29年度	2件

5) 緊急通報システム整備事業

《現況》

緊急通報装置を設置することにより、急病・事故等で援助を必要とする場合、機器を通じて安心センター（委託事業者）に通報し、あらかじめ登録された地域の協力員により速やかに対応するシステムです。利用件数は減少傾向にあります。

区分	利用件数
平成 24 年度	24 件
平成 25 年度	17 件
平成 26 年度見込み	15 件

《評価・課題》

○身体に不安のあるひとり暮らしの高齢者等の緊急事態の不安解消や事故の未然防止につながる必要な事業です。

《取組の方向》

○ひとり暮らしの高齢者等の安全・安心の確保を図るために、近隣の協力者と連携し事業を推進します。
○緊急通報装置の設置に当たって、機器の操作方法等を理解しやすいよう工夫し、周知ていきます。

区分	利用件数
平成 27 年度	17 件
平成 28 年度	17 件
平成 29 年度	17 件

6) 老人福祉電話設置事業

《現況》

低所得のひとり暮らしの高齢者に電話を貸与し、地域・関係機関の協力により安否確認・緊急時の対応を行なっています。貸与件数は減少傾向にあります。

区分	貸与件数
平成 24 年度	8 件
平成 25 年度	7 件
平成 26 年度見込み	8 件

《評価・課題》

○身体に不安のあるひとり暮らしの高齢者等の緊急事態の不安解消や事故の未然防止につながる必要な事業です。

《取組の方向》

○ひとり暮らしの高齢者等の安全・安心の確保を図るために、地域・関係機関と連携し事業を推進します。

区分	貸与件数
平成 27 年度	6 件
平成 28 年度	6 件
平成 29 年度	6 件

7) 「食」の自立支援事業

《現況》

病気や身体機能の低下により、調理が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、配食・安否確認サービスを民間事業者に委託して実施しています。

区分	利用者数	延配食数
平成 24 年度	5人	471 食
平成 25 年度	3人	326 食
平成 26 年度見込み	3人	1,063 食

《評価・課題》

- 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることにより、栄養状態の維持及び生活の質の向上に役立っています。
- 高齢者向けに一定の工夫はされていますが、糖尿病食、きざみ食など、利用者のニーズに応じた食事の提供が必要です。
- サービス提供をできていない地域もあり、サービス提供体制の拡充を図る必要があります。

《取組の方向》

- 利用者ニーズを踏まえ、提供回数、食事内容等、より効果的なサービス提供を検討します。

区分	利用者数	延配食数
平成 27 年度	2人	1,020 食
平成 28 年度	2人	1,000 食
平成 29 年度	2人	1,000 食

8) 生きがい活動支援通所事業

《現況》

介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、介護予防、生きがい創造活動などの意欲向上の契機となるような場を提供することを目的に、送迎・生活指導・健康チェック・給食・レクリエーション・日常動作訓練などのサービスを民間事業者等に委託して実施しています。

区分	利用者数	延利用回数
平成24年度	389人	865回
平成25年度	355人	787回
平成26年度見込み	336人	742回

《評価・課題》

○家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進や自立生活の助長及び介護予防に役立っています。

《取組の方向》

○社会参加や介護予防につながるよう、きめ細やかなサービスを継続していきます。
○介護予防に重点を置いたスタッフ研修会を開催し、事業の充実を図ります。

区分	利用者数	延利用回数
平成27年度	310人	700回
平成28年度	290人	660回
平成29年度	270人	620回

9) 敬老事業（敬老会）

《現況》

高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、地域・地区等で開催される敬老会事業に対して助成を行っています。この助成額は、満75歳に到達する高齢者数（年度内に75歳に到達する者を含む）に応じて設定しています。

区分	開催箇所	対象者数
平成24年度	24箇所	4,532人
平成25年度	24箇所	4,651人
平成26年度	24箇所	4,710人

《評価・課題》

○敬老会の開催が高齢者を敬愛し、長寿を祝うための行事として定着しています。

《取組の方向》

○事業を継続し、高齢者を敬愛し、大切にするまちづくりにつなげています。

10) 敬老事業（敬老年金・長寿記念品）

《現況》

高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、最高齢者と満100歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈しています。

また、満85歳以上の方に年額10,000円の年金を毎年9月に訪問等により支給しています。

区分	100歳以上	85歳以上 敬老年金対象者数
平成24年度	44人	1,511人
平成25年度	40人	1,574人
平成26年度	33人	1,603人

《評価・課題》

- 高齢者を敬愛し、功績に感謝するとともに、その長寿を祝福する気持ちを保つうえで、一定の役割を担っています。
- 事業の推進に当たり、時代に即応した制度となるよう、今後検討を重ねていく必要があります。

《取組の方向》

- 状況に即し、対象となる高齢者、支給方法、訪問の対象者など事業内容を検討しながら事業を継続します。

第9章 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が介護や支援が必要になったとき、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するためには、介護サービスの充実が重要です。

本計画においては、在宅介護サービスを充実するとともに、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を支援します。

施策の方向	基本施策
(1) 介護保険サービスの充実	1.居宅サービスの提供
	2.地域密着型サービスの提供
	3.施設サービスの提供
	4.介護保険サービス利用量と総給付費の見込み
	5.第1号被保険者の保険料
	6.介護保険事業計画の円滑な推進

第1節 介護保険サービスの充実

《介護保険サービス類型表》

	介護給付を行うサービス	介護予防給付を行うサービス
県が指定等を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 	<p>◎介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ※総合事業移行 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護 ※総合事業に移行 ・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売
町が指定等を行うサービス	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 	<p>◎居宅介護支援</p>
その他	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

1 居宅サービスの提供

1) 訪問介護/介護予防訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄等の身体の介護や洗濯等の生活の援助を行ないます。

【実績と見込み】

単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	79,258 142	86,438 154	87,539 155	88,745 157	90,718 166	91,073 173
予防 給付	給付費 月平均	千円 人	14,751 66	8,496 41	6,143 24	3,890 13	2,167 7	0 0
								91,595 0
								93,034 0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

利用者のニーズを踏まえ、在宅生活を支援する基幹サービスとして、サービス提供の質的向上を図っていくとともに、サービス必要量の確保に努めます。介護給付については増加し、予防給付については平成28年度を目途に総合事業へ移行するため平成28年度は半数を見込んでいます。

2) 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

看護師やヘルパーが訪問し、運搬してきた浴槽を使い、自宅の部屋で入浴介護を行ないます。

【実績と見込み】

単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	1,125 3	1,995 4	2,701 4	2,706 4	2,733 4	2,661 4
予防 給付	給付費 月平均	千円 人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
								3,016 0
								3,345 0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

通所による入浴サービス利用への移行により、利用者は少ないですが、重度の介護を要する高齢者を在宅で支援するためには必要不可欠なサービスであり、事業者との連携を図っていくとともに、必要量の確保に努めます。

3) 訪問看護/介護予防訪問看護

主治医の判断に基づき、看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行ないます。

【実績と見込み】

	単位	実 績		見 辺		計 画			推 計	
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
介護 給付	給付費 千円	14,786	15,412	18,212	18,832	20,108	20,219	23,078	23,207	
	月平均 人	31	34	34	34	37	38	44	44	
予防 給付	給付費 千円	3,634	2,414	1,695	1,573	1,252	881	772	765	
	月平均 人	9	6	4	3	3	2	2	2	

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

在宅での医療的な処置等に対するニーズが拡大している中、利用者数はほぼ横ばいで推移していることから、医療保険により代替されていることが推測されていますが、今後ますます在宅で医療を受ける利用者が増加すると予測されるため事業所及び医療機関の協力を得ながら必要量の確保に努めます。

4) 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、心身の機能維持、回復のために必要なリハビリテーション等を行ないます。

【実績と見込み】

	単位	実 績		見 辺		計 画			推 計	
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
介護 給付	給付費 千円	3,001	3,208	2,940	3,112	3,074	3,160	3,220	3,400	
	月平均 人	6	6	6	5	6	6	6	6	
予防 給付	給付費 千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	月平均 人	0	0	0	0	0	0	0	0	

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

町内にサービス提供事業者のないことから、訪問看護において身体状況の管理を受けながらリハビリテーション等を行うケースがあり、環境の整備が必要となっています。

5) 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行ないます。

【実績と見込み】

単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	1,609 22	2,363 28	2,910 41	3,712 46	3,739 49	3,581 51
予防 給付	給付費 月平均	千円 人	315 3	288 3	355 4	553 5	641 6	632 6
								677 6
								671 6

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

在宅での体調管理等に必要なサービスとなっており、地域の医療機関と連携し、引き続き利用者ニーズに応じた必要量の確保に努めます。

6) 通所介護/介護予防通所介護

デイサービスセンターでは、入浴や食事の提供などの日常生活の支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

【実績と見込み】

単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	332,374 328	363,715 347	393,512 351	383,613 374	313,646 307	314,303 307
予防 給付	給付費 月平均	千円 人	37,341 96	26,103 67	21,666 51	20,757 50	13,138 30	0 0
								0 0
								0 0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

他者と交流を図れることから閉じこもりを防止し、活動性を維持するうえで重要なサービスであり、居宅サービス利用者のうち、5割を超える方が通所介護を利用されています。

今後も在宅サービスの中心的なサービスとして、必要サービス量は増加していくものと見込まれます。平成26年10月時点で町内において11事業所のデイサービスセンターがサービスを提供しており、需要に対応できる供給体制は整っていると考えます。平成28年度から前年度の一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、町内では2事業所が該当し移行します。今後も利用状況の把握に努め必要量の確保に努めます。

平成28年度から予防給付については、総合事業へ移行するため平成28年度は半数を見込んでいます。

7) 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設において、入浴、食事、リハビリテーションなどを日帰りで受けられます。

【実績と見込み】

事業種別	給付費	単位	実 績		見 込		計 画		推 計	
			H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費	千円	63,726	67,201	68,107	69,722	72,405	74,716	80,334	84,337
	月平均	人	66	64	72	73	77	81	88	92
予防 給付	給付費	千円	4,518	4,825	1,843	827	1,084	1,084	1,084	1,084
	月平均	人	10	10	4	2	2	2	2	2

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成26年10月時点で町内において2事業所がサービスを提供しています。

高齢者の身体の機能の維持・回復を支援する居宅サービスとして、今後の要介護者の増加に伴い必要性が高まることが見込まれますので、利用状況の把握、必要量の確保に努めます。

8) 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護、機能訓練などが受けられます。

【実績と見込み】

単位		実績		見込		計画		推計	
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	34,930 35	35,392 39	37,633 42	35,461 40	36,224 41	36,458 43	31,013 35
予防 給付	給付費 月平均	千円 人	449 2	353 1	426 1	648 1	574 1	551 1	552 1
									553 1

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

町内に2施設、18床の施設整備がなされていますが、サービス利用希望者数は、今後も増加すると見込まれ、介護者の負担軽減を図るうえでも、有効なサービスであることから、需要に対応するサービス提供体制の確保と希望者が公平に利用できるように努めます。

9) 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

医療施設等に短期間入所し、日常生活上の介護、機能訓練などが受けられます。

【実績と見込み】

単位		実績		見込		計画		推計	
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	45,159 42	40,402 38	40,759 43	45,713 47	50,229 54	49,239 56	49,520 57
予防 給付	給付費 月平均	千円 人	634 1	124 1	658 2	792 3	728 3	777 3	853 3
									842 3

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

町内に介護老人保健施設は1施設ですが、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などが提供されるサービスであり、病院と在宅をつなぐ有効なサービスとして重要な役割を担っており、需要は今後ますます増加するものと見込まれることから、需要に対応するサービス提供体制の確保に努めます。

10) 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
			H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費	千円	30,173	30,375	41,883	109,224	111,016	111,016	111,016	111,016
	月平均	人	15	15	20	55	55	55	55	55
予防 給付	給付費	千円	718	2,728	3,031	4,298	4,298	4,298	4,298	4,298
	月平均	人	1	3	3	4	4	4	4	4

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成 26 年度中に 35 床の整備を行ないます。独居の方の入所希望が、今後ますます増加するものと見込まれますので、利用者のニーズを踏まえ、必要量の確保に努めます。

11) 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

車いす、介護用ベッド、歩行器等の福祉用具のレンタルが受けられます。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
			H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費	千円	28,503	30,769	32,278	36,485	37,740	38,022	40,241	43,712
	月平均	人	232	264	269	276	281	289	296	322
予防 給付	給付費	千円	2,497	1,476	1,258	1,127	1,105	1,113	1,117	1,064
	月平均	人	62	37	26	21	21	21	21	20

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

居宅サービス利用者の日常生活を維持し、自立した生活を支援するうえで重要なサービスであり、利用者が自分の状態に応じた福祉用具を有効に活用できるように、サービス担当者会議や地域ケア会議等を通じて、情報提供や指導・助言に努めます。

12) 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売

ポータブルトイレや入浴用のイスなど、貸与になじまない用具を購入した場合、その経費の一部を支給します。

【実績と見込み】

単位	実 績		見込	計 画			推 計		
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
介護 給付	給付費 千円	1,783	1,777	1,927	2,133	2,193	2,262	2,513	2,650
	月平均 人	7	7	7	7	7	8	8	9
予防 給付	給付費 千円	864	619	797	904	912	837	960	992
	月平均 人	4	3	3	3	3	3	3	3

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

居宅サービス利用者の在宅生活を継続するため経済的に支援するサービスであり、利用者が自分の状態に応じた福祉用具を有効に活用できるように、情報提供や指導・助言に努めます。

13) 住宅改修/住宅改修（介護予防）

自宅の段差の解消や廊下の手すり、トイレの和式から洋式への改修などを行なった場合、その経費の一部を支給します。

【実績と見込み】

単位	実 績		見込	計 画			推 計		
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
介護 給付	給付費 千円	6,637	6,188	7,581	8,809	8,960	9,240	10,296	10,986
	月平均 人	7	7	7	7	7	7	8	9
予防 給付	給付費 千円	3,426	2,264	2,571	3,294	3,356	3,169	3,837	4,078
	月平均 人	4	3	3	3	3	3	3	3

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

日常生活上の転倒防止や自立しやすい環境を整備するための住宅改修は、在宅において安全に暮らすために必要なサービスとなっています。

事業者だけでなく、利用者に対しても心身状態に対応する適切で効果的な整備が行なわれるよう、普及・啓発に努めます。

14) 居宅介護支援/介護予防支援

要介護認定者が居宅サービスを利用するにあたって、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要がありますが、介護支援専門員などが作成した場合、その費用について支給します。

【実績と見込み】

単位		実 績			見 込	計 画			推 計	
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
介護 給付	給付費	千円	65,200	69,762	70,691	70,925	72,201	72,610	73,024	73,221
	月平均	人	458	487	499	513	526	529	532	534
予防 給付	給付費	千円	8,129	5,594	4,324	4,217	3,009	1,844	1,615	1,600
	月平均	人	166	111	77	70	50	31	27	27

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成 26 年 10 月時点で町内において 10 事業所がサービスを提供しています。

主治医、サービス提供事業者等との連携を密にし、利用者の居宅生活の支援に向けた適切で質の高いケアプランの作成を促進します。

2 地域密着型サービスの提供

1) 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、ホームヘルパーが入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常的な支援を行ないます。

【実績と見込み】

単位		実 績		見 込	計 画			推 計	
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費 月平均	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0	0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

現在のところサービスはありませんが、利用者のニーズを把握しながら、サービスの必要性を検証します。

2) 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択により、デイサービスセンター等で通所または短期に宿泊し、入浴や食事の提供などの日常生活の支援が受けられ、必要に応じ訪問介護を提供します。1 事業所当たり、29 人以下の登録を行ない、日中は 15 人程度、短期入所については 9 人程度まで利用することができます。

【実績と見込み】

単位		実 績		見 込	計 画			推 計	
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費 月平均	千円	69,228	84,740	83,611	122,807	137,046	147,711	162,426
		人	35	43	42	60	63	63	63
予防 給付	給付費 月平均	千円	438	83	438	492	491	491	491
		人	1	1	1	1	1	1	1

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成26年10月時点で町内において2事業所がサービス提供しています。平成27年度中に1事業所がサービス提供を開始します。泊まり、通所、訪問のサービスが登録された利用者に提供されます。

なお、利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、適正なサービス提供量の確保に努めます。

3) 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

居宅サービス利用者で、認知症と診断された方について、施設への通所により、入浴や食事の提供などの日常生活の支援を日帰りで受けられます。

【実績と見込み】

	単位	実 績		見込	計 画			推 計		
		H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費	千円	12,465	16,228	16,945	17,903	18,703	19,144	19,649	20,147
	月平均	人	11	13	14	16	16	17	18	18
予防 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	月平均	人	0	0	0	0	0	0	0	0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成26年10月時点で町内において1事業所がサービスを提供しており、住み慣れた地域での自立した生活を希望する認知症の高齢者及びその家族にとって重要なサービスとなっています。また、今後ますます認知症の高齢者も増加することが予測されるため、利用者の需要に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

4) 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者が、共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
			H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度
介護 給付	給付費	千円	367,703	368,029	363,301	380,180	380,394	380,195	380,864	381,137
	月平均	人	125	127	123	132	132	132	132	132
予防 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	月平均	人	0	0	0	0	0	0	0	0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成 26 年 10 月時点で町内において 8 事業所がサービスを提供しています。平成 27 年度中に 1 事業所（1 ユニット 9 人）がサービス提供を開始します。住み慣れた地域での自立した生活を希望する認知症の高齢者及びその家族にとって重要なサービスとなっております。また、今後ますます認知症の高齢者も増加することが予測されるため、利用者の需要に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等のうち、入居定員が 29 人以下の施設に入所し、日常生活の介護や機能訓練を行なう介護専用施設です。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
			H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度
介護 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	月平均	人	0	0	0	0	0	0	0	0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

現在のところサービスはありませんが、利用者のニーズを把握しながら、サービスの必要性を検証します。

6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 29 人以下の施設で、自宅での介護が困難な方に対し、日常生活の介護や機能訓練などを行なう施設です。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計		
			H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	月平均	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

現在のところサービスはありませんが、利用者のニーズを把握しながら、サービスの必要性を検証します。

7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護を 24 時間受けられるサービスです。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計		
			H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	9,380	12,627	12,598	
	月平均	人	0	0	0	0	0	6	8	8	

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

現在のところサービスはありませんが、要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を希望する要介護高齢者及び家族にとっても重要なサービスであることから、サービス提供事業者の参入を推進します。

8) 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択により、デイサービスセンター等で通所又は短期に宿泊し、入浴や食事の提供などの日常生活の支援や訪問介護が受けられる小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたサービスです。1事業所当たり、29人以下の登録を行ない、日中は15人程度、短期入所については9人程度まで利用することができます。

【実績と見込み】

		単位	実績		見込	計画			推計		
			H24年度	H25年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	42,079 18	48,441 20	53,157 20

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

現在のところサービスはありませんが、要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を希望する要介護高齢者及び家族にとっても重要なサービスであることから、サービス提供事業者の参入を推進します。

9) 地域密着型通所介護

通所介護の中で、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の通所介護が平成28年度から地域密着型サービスに位置づけられます。

【見込み】

		単位	実績		見込	計画			推計		
			H24年度	H25年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
介護 給付	給付費 月平均	千円 人	/	/	/	/	/	78,412	78,576	80,066	82,412
								77	77	78	81

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

町内では2事業所が該当し、平成28年度から地域密着型通所介護に移行予定です。

3 施設サービスの提供

1) 介護老人福祉施設サービス

自宅での介護が困難な方に対し、日常生活の介護や機能訓練などを行なう施設です。平成27年4月以降の入所基準は、原則要介護3以上となっています。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
			H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度
介護 給付	給付費	千円	463,755	461,920	448,389	444,768	445,315	446,099	446,940	448,171
	月平均	人	162	163	160	159	159	159	159	159

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成26年10月時点で町内において2施設、140床が整備されています。
現状の入所者数で推移するものと思われますが、入所待機者の動向等を考慮しながら、適正なサービス供給量を検討します。

2) 介護老人保健施設サービス

病状の安定している方に対し、看護及び医学的管理下における介護ならびにリハビリテーションなどを行なう施設です。

【実績と見込み】

		単位	実 績		見 込	計 画			推 計	
			H24 年度	H25 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度
介護 給付	給付費	千円	267,853	273,261	268,900	265,926	266,372	266,409	266,819	266,819
	月平均	人	92	93	92	91	91	91	91	91

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成26年10月時点で町内において1施設、94床が整備されています。
現状の利用者数で推移するものと思われますが、今後も利用希望者の動向等を考慮しながら、適正なサービス供給量を検討します。

3) 介護療養型医療施設サービス

長期療養の必要な方に対し、看護及び医学的管理下における介護などを行なう施設です。

【実績と見込み】

単位		実 績		見 込		計 画			推 計	
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度	
介護 給付	給付費	千円	440,846	425,624	439,511	440,875	441,030	441,030	441,352	441,673
	月平均	人	104	101	105	105	105	105	105	105

H26 介護保険事業計画ワークシートより

【取組の方向】

平成26年10月時点で町内において3施設、81床が整備されています。

国の医療制度改革により、介護療養型医療施設は平成29年度末に廃止され、他の介護保険施設等に転換される予定で具体策の検討が行なわれており、今後の転換状況の把握に努め、利用者の意向及びその状態に相応しい他のサービスへの移行を支援していきます。

4. 介護保険サービス利用量と総給付費の見込み

1) サービス利用量の見込み

第6期計画におけるサービス利用量の計画値は、国の算定手順に従い、要支援・要介護認定者の推計、平成25年度及び平成26年度の実績や今後の介護サービスの基盤整備計画等をもとに、次のとおりとします。

(1) 介護給付サービス

区分	H27年度	H28年度	H29年度
①居宅介護サービス			
訪問介護（回/年）	29,688	30,708	31,236
訪問入浴介護（回/年）	204	216	216
訪問看護（回/年）	3,948	4,248	4,464
訪問リハビリテーション（回/年）	1,104	1,092	1,128
居宅療養管理指導（人/年）	552	588	612
通所介護（回/年）	51,768	42,480	42,768
通所リハビリテーション（回/年）	8,724	9,216	9,648
短期入所生活介護（日/年）	4,632	4,776	4,884
短期入所療養介護（日/年）	4,968	5,556	5,568
特定施設入居者生活介護（人/年）	660	660	660
福祉用具貸与（人/年）	3,312	3,372	3,468
特定福祉用具販売（人/年）	84	84	96
②地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	0	0	72
夜間対応型訪問介護（人/年）	0	0	0
認知症対応型通所介護（回/年）	1,872	1,944	2,016
小規模多機能型居宅介護（人/年）	720	756	756
認知症対応型共同生活介護（人/年）	1,584	1,584	1,584
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/年）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/年）	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（人/年）	0	0	216
地域密着型通所介護		924	924
③住宅改修（人/年）	84	84	84

④居宅介護支援（人/年）	6,156	6,312	6,348
⑤介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設（人/年）	1,908	1,908	1,908
介護老人保健施設（人/年）	1,092	1,092	1,092
介護療養型医療施設（人/年）	1,260	1,260	1,260
療養病床からの転換分（人/年）	0	0	0

(2) 介護予防サービス

区分	H27年度	H28年度	H29年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問介護（人/年）	156	84	0
介護予防訪問入浴介護（回/年）	0	0	0
介護予防訪問看護（回/年）	504	408	288
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導（人/年）	60	72	72
介護予防通所介護（人/年）	600	360	0
介護予防通所リハビリテーション（人/年）	24	24	24
介護予防短期入所生活介護（日/年）	120	108	108
介護予防短期入所療養介護（日/年）	96	96	96
介護予防特定施設入居者生活介護（人/年）	48	48	48
介護予防福祉用具貸与（人/年）	252	252	252
特定介護予防福祉用具販売（人/年）	36	36	36
②地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護（人/年）	12	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	0	0	0
③介護予防住宅改修（人/年）	36	36	36
④介護予防支援（人/年）	840	600	372

2) 総給付費の見込み

サービス利用量の見込みをもとに、次のとおりとします。

(1) 介護給付サービス

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
①居宅介護サービス			
訪問介護	88,745	90,718	91,073
訪問入浴介護	2,706	2,733	2,661
訪問看護	18,832	20,108	20,219
訪問リハビリテーション	3,112	3,074	3,160
居宅療養管理指導	3,712	3,739	3,581
通所介護	383,613	313,646	314,303
通所リハビリテーション	69,722	72,405	74,716
短期入所生活介護	35,461	36,224	36,458
短期入所療養介護	45,713	50,229	49,239
特定施設入居者生活介護	109,224	111,016	111,016
福祉用具貸与	36,485	37,740	38,022
特定福祉用具販売	2,133	2,193	2,262
②地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	9,380
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	17,903	18,703	19,144
小規模多機能型居宅介護	122,807	137,046	147,711
認知症対応型共同生活介護	380,180	380,394	380,195
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	42,079
地域密着型通所介護		78,412	78,576
③住宅改修	8,809	8,960	9,240
④居宅介護支援	70,925	72,201	72,610
⑤介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	444,768	445,315	446,099
介護老人保健施設	265,926	266,372	266,409
介護療養型医療施設	440,875	441,030	441,030
介護給付費計 (A)	2,551,651	2,592,258	2,659,183

(2) 介護予防サービス

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問介護	3,890	2,167	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,573	1,252	881
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	553	641	632
介護予防通所介護	20,757	13,138	
介護予防通所リハビリテーション	827	1,084	1,084
介護予防短期入所生活介護	648	574	551
介護予防短期入所療養介護	792	728	777
介護予防特定施設入居者生活介護	4,298	4,289	4,289
介護予防福祉用具貸与	1,127	1,105	1,113
特定介護予防福祉用具販売	904	912	837
②地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	492	491	491
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
③介護予防住宅改修	3,294	3,356	3,169
④介護予防支援	4,217	3,009	1,844
介護予防給付費計（B）	43,372	32,746	15,668

(3) 総給付費

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
総給付費（A+B）	2,595,023	2,625,004	2,674,851
第6期間中の合計	7,894,878		

※注：四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

5 第1号被保険者の保険料

1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者^{*14}、第2号被保険者^{*15}からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められ、平成27年度からの第6期計画の期間においては、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%となります。（※第5期計画の期間の負担割合：第1号被保険者21.0%、第2号被保険者29.0%）

ただし、国負担分のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整された調整交付金として交付されます。

2) 地域支援事業費

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国、県、町）で負担し、残りの半分を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、78%を公費（国、県、町）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

3) 所得段階区分と所得段階別被保険者数の見込み

第6期事業計画期間の保険料段階については、国が9段階の保険料所得段階設定基準を示したことから、それに基づき、第5期の段階設定を統合・分割しました。

町が独自に設定していた「合計所得金額400万円以上」の段階については、第6期においても第10段階として継続します。

ただし、低所得者に対しては、消費税財源を活用した負担軽減が段階的に実施される予定です。

【所得段階の見直し内容（低所得者に対する負担軽減反映前）】

第5期 (負担割合)		第6期	対象者	基準に対する割合
第1段階 (0.5)	(統合)	第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	0.5
第2段階 (0.5)			市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	
第3段階 (0.75)	(分割)	第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.75
		第3段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	0.75
第4段階の1 (0.91) 特例		第4段階	本人が市町村民非税課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.9
第4段階の2 (1.00) 基準		第5段階	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方	1.00 (基準)
第5段階の1 (1.16) 特例		第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額125万円未満の方	1.20
第5段階の2 (1.25)		第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.30
第6段階 (1.50)	(分割)	第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50
		第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.60
第7段階 (1.75)		第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75

【所得段階別の負担割合と人数の見込み】

(単位：人)

所 得 段 階	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
第 1 段階（基準額×0.50）				
生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	166	168	170	504
市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	1,584	1,595	1,599	4,778
第 2 段階（基準額×0.75）				
市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	967	969	972	2,908
第 3 段階（基準額×0.75）				
市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円超の方	921	926	930	2,777
第 4 段階（基準額×0.90）				
本人が市町村民非税課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	810	817	818	2,445
第 5 段階（基準額×1.00）				
本人が町民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円超の方	984	988	994	2,966
第 6 段階（基準額×1.20）				
本人が市町村民税課税で、合計所得金額 125 万円未満の方	1,214	1,217	1,223	3,654
第 7 段階（基準額×1.30）				
本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	841	843	846	2,530
第 8 段階（基準額×1.50）				
本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	502	505	511	1,518
第 9 段階（基準額×1.60）				
本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	141	141	143	425
第 10 段階（基準額×1.75）				
本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上の方	175	176	177	528
被保険者数（単純合計）	8,305	8,345	8,383	25,033
被保険者数（所得段階加入割合補正後）	7,839	7,873	7,914	23,626

4) 標準給付費と地域支援事業の見込み

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、総給付費を含めた標準給付費、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

これら費用について、過去の給付実績および予定されている介護報酬の改定（2.27%減）から推計した今期の計画期間において必要な介護保険事業の費用の見込みは次のとおりです。

(1) 標準給付費

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	2,587,315	2,613,208	2,662,653	7,863,176
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	80,384	74,509	73,726	228,620
高額介護サービス費等給付額	57,000	58,000	59,000	174,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,100	7,200	7,300	21,600
審査支払手数料	2,610	2,610	2,610	7,830
標準給付費見込額計	2,734,409	2,755,527	2,805,289	8,295,226

※注：四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

(2) 地域支援事業費

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防事業費）	12,000	30,000	55,000	97,000
包括的支援事業費・任意事業	43,000	45,000	45,000	133,000
地域支援事業費合計	55,000	75,000	100,000	230,000

※今期の計画中（平成28年度目途）に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

5) 第6期介護保険料

(1) 第6期保険料基準額の算定

保険料収納必要額の見込みから保険料を算定すると、保険料は次のとおりとなります。第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間に見込まれる介護保険事業費の所定負担割合を賄えるように設定しています。

今期の計画においては、町の介護保険財政調整基金の取り崩しにより、保険料負担の軽減を図ります。

【保険料基準額の推計】

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
A	被保険者数 ※所得段階別加入割合	7,839人	7,873人	7,914人	23,626人
B	標準給付費	2,734,409	2,755,527	2,805,289	8,295,226
C	地域支援事業費	55,000	75,000	100,000	230,000
D	介護予防・日常生活総合事業費		30,000	55,000	85,000
E	第1号被保険者負担相当 $(B+C) \times 22\%$	613,670	622,716	639,163	1,875,549
F	調整交付金相当額 H27・(B×5%) H28.29 (B+D) × 5%	136,720	139,276	143,014	419,011
G	調整交付金交付見込額 (交付率) H27 (B×交付率) H28.29 (B+D) ×交付率	216,565 (7.92%)	216,436 (7.77%)	216,238 (7.56%)	649,239
H	財政調整基金取崩額				100,000
I	保険料収納必要額 (E+F-G-H)				1,545,322
J	予定保険料収納率				99.2%
K	保険料基準月額 (I÷J÷A÷12)				5,495円

※注：四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

6) 低所得者に対する保険料負担の軽減

第6期では、消費税財源を活用した低所得者に対する保険料負担軽減が実施される予定で、平成27、28年度については、第1段階の負担割合が「0.5」から「0.45」に引き下げられます。

また、平成29年度については、市町村民税非課税世帯全体に対して、さらなる保険料負担軽減が検討されています。

この軽減にかかる費用については、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1ずつ負担します。

【低所得者にかかる保険料負担率軽減のイメージ】

保険料段階	対象者	負担率	
		平成27～29年度	平成27,28年度
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	0.50	0.50 ↓ <u>0.45</u>
	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		0.50 ↓ <u>0.30</u>
第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	0.75 ↓ <u>0.50</u>
第3段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	0.75	0.75 ↓ <u>0.70</u>

7) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおり設定します。

所得段階	対象者	第5期	第6期	
			平成27,28年度	平成29年度
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	31,000円 (0.50)	29,600円 (0.45)	19,700円 (0.30)
	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方			
第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	46,500円 (0.75)	49,400円 (0.75)	32,900円 (0.50)
	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方			46,100円 (0.70)
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	56,500円 (0.91)	59,300円 (0.9)	
	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方		65,900円 (1.00) 基準	
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額125万円未満の方	62,100円 (1.00) 基準	79,000円 (1.20)	
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	77,600円 (1.25)	85,600円 (1.30)	
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	93,100円 (1.50)	98,800円 (1.50)	
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方		105,400円 (1.60)	
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	108,600円 (1.75)	115,300円 (1.75)	

《参考》

基準額の設定

基準月額	5,495円×12ヶ月=65,940円
基準額（年間保険料）	<u>65,900円</u>

保険料基準額（月額）の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額
いの町	※3,323円	※4,399円	4,792円	4,575円	5,175円	5,492円

注1：「※」印がついている保険料額は市町村合併の構成市町村の加重平均となっています。

注2：P89で推計した保険料基準額（月額）を基に保険料年額を100円単位で設定しているため、第6期の保険料基準額（月額）は5,492円と設定しています。（△3円）

6 介護保険事業計画の円滑な推進

1) 事業者との連携

状況に応じたサービス供給体制が確立できるよう、サービス事業者に対し、適切にサービス給付状況、認定状況等の必要な情報の提供や意見交換等を実施します。

2) 介護保険制度に関する広報

広く制度の内容等について周知を行ない、介護等が必要となったときに適切な介護保険サービスが利用できるよう、次により積極的な情報の提供に努めます。

- (1) 町広報などを通じ、町民への広範な周知に努めます。
- (2) パンフレットの配布等により、対象者等への具体的な周知を図ります。
- (3) 新規申請などのための来庁または電話での相談者に対し、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

3) 公平で適正な介護認定の実施

介護認定は、介護保険サービスを利用するうえで非常に重要であり、公正・公平性の観点にたった客観的な認定が求められており、これらを踏まえた適正な介護認定の実施に努めます。

- (1) 保健・福祉・医療の各分野で豊富な経験のある委員による介護認定審査会を構成し、委員への研修等を実施しながら、公正かつ適正な認定審査を実施します。
- (2) 要介護認定調査員に対する継続的な研修を行ない、客観的で公平な訪問調査を実施します。

4) サービス提供体制の充実

利用者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、適切なケアマネジメントに加え、より質の高いサービス提供の実現及び地域密着型サービス事業者の参入を促進します。

5) 利用者保護体制の確立

利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、県、国民健康保険団体連合会等との連携により、相談・苦情対応体制の強化を図り、よりよいサービス利用環境の整備を促進します。

6) 保険者機能の強化

保険者機能の強化の観点から、県等と連携しながら、サービス事業者に対し適切なサービスの提供が行われるよう指導・監査を実施します。

7) 低所得者等への対応

介護保険サービスを安心して利用できるよう、低所得者等への対応に努めます。

- (1) 介護保険法及び町の独自制度による、介護保険料及び利用者負担の軽減措置について、周知に努めます。
- (2) 施設サービスに係る負担限度額制度及び高額介護サービス費について周知し、該当者に対する申請の促進に努めます。

8) 介護保険料の収納確保

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、重要な財源である介護保険料の収納確保に努めます。

- (1) 普通徴収者の口座振替の利用を促進します。
- (2) 介護保険制度の啓発による滞納防止に努めるとともに、滞納者に対するさまざまな対応策を実施し、適正な滞納整理に努めます。

9) 計画の達成状況の点検及び評価

計画に基づいて、介護保険施策を着実に推進するため、計画の進捗状況等についての点検・評価を行なっていきます。

資料1 いの町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画用語解説

用語	解説
*1 団塊の世代	昭和22~24年頃の第一次ベビーブームに生まれた世代のことをいいます。
*2 地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に行なうことができる仕組みです。
*3 日常生活圏域ニーズ調査	高齢者福祉施策の方向性や介護サービスの必要性を決めるため、高齢者の課題やニーズ等を把握するために行なうアンケート調査です。
*4 生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成やサービス等をコーディネートする地域支え合い推進員のことです。
*5 認知症サポーター	認知症の人が住みなれた地域で生活をできるように、認知症の理解者となることを目的に開催した養成講座を受講した人です。
*6 認知症ケアパス	認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを、わかり易く説明した冊子です。
*7 基本チェックリスト	介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問表です。
*8 るんるん若ガエル体操	いの町が、高齢者の運動機能向上のためのプログラムとして開発した、体操のことです。
*9 ケアマネジメント	よりよい生活を要介護者本人とその家族の両者について実現していくために、ニーズをしっかりと捉えて保健、医療、福祉などの生活全般にわたるケアを効果的、効率的に計画し、提供していく総合的な援助を指します。
*10 ケアプラン (介護サービス計画)	要介護または要支援と認定された被保険者等の依頼に応じて、アセスメントと本人や家族等の意向を基にケアマネジャーによって立てられるサービス提供の計画です。
*11 ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする行政手続きをすべて完了させられるように設計されたサービスのことです。
*12 介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険の認定者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように、介護サービス計画を立てるとともに市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

用語	解説
*13 成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、意思能力がない、または、判断能力が不十分な成年者のために財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度です。法律による後見の制度である「法定後見制度」と、契約による「任意後見制度」に大別されます。
*14 第1号被保険者	65歳以上の被保険者のことです。
*15 第2号被保険者	40歳から65歳未満の医療保険に加入している被保険者のことです。

資料2 いの町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属機関・役職名	氏名	所属部会
保健医療関係者	いの医師団会長	◎ 西村 孔佑	介護保険事業計画部会
	吾川郡医師会監事	國行 陸海	介護保険事業計画部会 (部会長)
	いの町社会福祉協議会 吾北支所長	森川 森次	介護保険事業計画部会
	地域包括支援センター係長	伊藤 千恵	介護保険事業計画部会
	民生委員・児童委員協議会 伊野地区会長	○ 町田 好徳	高齢者福祉計画部会
	民生委員・児童委員協議会 吾北地区会長	久保田敏晴	高齢者福祉計画部会
	民生委員・児童委員協議会 本川地区会長	古田 好輝	高齢者福祉計画部会
	シルバー人材センター 事務局長	上田 敬介	高齢者福祉計画部会 (部会長)
被保険者代表	区長連合会会長	森岡健一郎	介護保険事業計画部会
	老人クラブ連合会会長 (伊野地区)	加藤美代治	高齢者福祉計画部会
	老人クラブ連合会副会長 (吾北地区)	伊藤佐治子	高齢者福祉計画部会
	老人クラブ連合会副会長 (本川地区)	山中 義深	高齢者福祉計画部会
	健康づくり婦人会会长	千頭 桂子	高齢者福祉計画部会
行政関係者	中央西福祉保健所 次長兼地域支援室長	谷 聰子	高齢者福祉計画部会
	中央西福祉保健所 地域支援室主幹	須賀 由香	介護保険事業計画部会

※◎策定委員会 会長、○策定委員会 副会長

資料3 いの町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成17年6月30日訓令第22号)

(目的)

第1条 この訓令は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下「いの町高齢者福祉計画」という。）を策定することにより、高齢者の福祉に関する施策について、計画的な推進と展開を行い、「安心とやさしさ健康福祉のまちづくり」の実現に資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、いの町高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉計画及び介護保険事業計画に基づく諸施策の現状分析に関する事項。
- (2) 福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関する事項。
- (3) 福祉計画及び介護保険事業計画推進の方策に関する事項。
- (4) 福祉計画及び介護保険事業計画との調和に関する事項。
- (5) その他、福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる保健・福祉・医療等に関する機関、団体等の中から、町長が委嘱する者（以下「委員」という。）16人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける身分を喪失したときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長、副委員長各1人を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、各計画の個別事項を研究し、検討し及び協議するため、次の部会を置く。

(1) 高齢者福祉計画部会

(2) 介護保険事業計画部会

2 部会に属する委員は、別表のとおりとする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の運営上必要な庶務は、ほけん福祉課において行う。

(費用の弁償)

第10条 委員会に要する費用弁償及び旅費は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（平成16年いの町条例第38号）を準用する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月8日訓令第26号）

この訓令は、平成20年7月8日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則（平成20年9月1日訓令第31号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第4条、第8条関係）

区分	所属機関・団体名	高齢者福祉計画部会	介護保険事業計画部会
保健・医療関係者	町内医療機関		2名
福祉関係者	いの町社会福祉協議会		1名
	地域包括支援センター		1名
	民生委員・児童委員協議会	3名	
	シルバー人材センター	1名	
被保険者代表	区長会		1名
	老人クラブ連合会	3名	
	健康づくり婦人会	1名	
行政関係者	中央西福祉保健所	1名	1名